

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号		
z1000001	市街化区域内の農地転用のための権利移動に関する事前届出の撤廃、あるいは事後届出への改正	農地法第5条第1項第3号、農地法施行令第1条の17、農地法施行規則第6条の3	市街化区域内の農地についてあらかじめ農業委員会に届け出て転用する場合は、農地転用許可を要しない。	c	-	<p>1 農地法では、その目的である「土地の農業上の効率的な利用を図る」ため、法第3条において農地の耕作目的での権利移動を制限し、法第5条において転用目的での権利移動を制限しているところである。すなわち、法第3条においては、農地に関する権利の取得を認める者を適切に耕作できる者に限定し、法第5条においては、確実に農地転用を行う者に限定しているところであり、このような法第3条及び第5条の規定は互いあいまって、その後の適正な農地利用を実現するものとなっている。</p> <p>このような農地の権利移動の制限については、農地全体を対象として適用しており、市街化区域の内外によってその考え方を異にするものではない。</p> <p>仮に市街化区域内農地における転用目的の権利移動を制限する農地法第5条1項3号に規定する事前の届出を廃止あるいは権利移動の事後届出に改正するとすれば、市街化区域内においては、転用目的と称せば農地の権利取得が可能となり、権利移動後に転用を行わず耕作を開始することも可能となってしまうが、所有権移転等登記まで行われてしまえば現実的に是正することは不可能となる。このため、市街化区域内での法第3条における耕作目的での権利移動の制限は実質的に意味をなさなくなるものと予想される。</p>				<p>回答では、農地の権利異動の制限については、届出前に売買契約を締結すること自体は何ら問題ないとのことだが、</p> <p>要望内容は同行為が本当に第5条違反とならないことに疑義が感じられることから、どのように第5条を解釈すれば、届出前でも可能となるのかを求めるものである。</p> <p>このため、この点についての見解を示されたい。</p>	d	-	<p>農地法第5条は、農地等につき転用目的で行う所有権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転を許可若しくは届出(以下「許可等」という)にかからしめており、この許可等を受けないでした権利の設定又は移転は同条第3項で準用する同法第3条第4項の規定によりその効力を生じないが、この許可等を受けずに、農地について転用目的で売買契約等を締結し、かつ、その農地をその買主等に引き渡すなど、権利の設定又は移転の効力を生じないまま、事実上その効力を生じた場合に行われると等しい行為が行われる場合には、同法第5条がその権利の設定又は移転につき許可等を要することとしている趣旨に実質上反することとなるので、同法同条に違反することとしている。</p> <p>このため、農地等につき転用目的で売買契約を締結しただけで、その農地の引渡しが行われていない場合は、事実上その農地の権利の設定又は移転の効力が生じたに等しい行為であるとはいえないことから、同法違反とはならないところである。</p>	5085023	オリックス株式会社	11
z1000001	(上記の続き) 市街化区域内の農地転用のための権利移動に関する事前届出の撤廃、あるいは事後届出への改正					<p>(上記の続き)</p> <p>したがって、市街化区域内であっても、農地法の趣旨の実現のため、農地法第5条1項3号に規定する転用目的での権利移動の事前届出制をすることが必要不可欠である。</p> <p>2 なお、農地について売買契約を締結しただけでは農地法違反とはならないが、農地法の許可等を受けないで、農地の引渡しを行うなど権利移動があったに等しい行為が行われる場合に、農地法違反となるところである。</p>					5085023	オリックス株式会社	12			
z1000001	市街化区域内の農地転用のための権利移動に関する事前届出の撤廃、あるいは事後届出への改正	農地法第5条第1項第3号、農地法施行令第1条の17、農地法施行規則第6条の3	市街化区域内の農地についてあらかじめ農業委員会に届け出て転用する場合は、農地転用許可を要しない。	c	-	<p>1 農地法では、その目的である「土地の農業上の効率的な利用を図る」ため、法第3条において農地の耕作目的での権利移動を制限し、法第5条において転用目的での権利移動を制限しているところである。すなわち、法第3条においては、農地に関する権利の取得を認める者を適切に耕作できる者に限定し、法第5条においては、確実に農地転用を行う者に限定しているところであり、このような法第3条及び第5条の規定は互いあいまって、その後の適正な農地利用を実現するものとなっている。</p> <p>このような農地の権利移動の制限については、農地全体を対象として適用しており、市街化区域の内外によってその考え方を異にするものではない。</p> <p>仮に市街化区域内農地における転用目的の権利移動を制限する農地法第5条1項3号に規定する事前の届出を廃止あるいは権利移動の事後届出に改正するとすれば、市街化区域内においては、転用目的と称せば農地の権利取得が可能となり、権利移動後に転用を行わず耕作を開始することも可能となってしまうが、所有権移転等登記まで行われてしまえば現実的に是正することは不可能となる。このため、市街化区域内での法第3条における耕作目的での権利移動の制限は実質的に意味をなさなくなるものと予想される。</p>				<p>回答では、農地の権利異動の制限については、届出前に売買契約を締結すること自体は何ら問題ないとのことだが、</p> <p>要望内容は同行為が本当に第5条違反とならないことに疑義が感じられることから、どのように第5条を解釈すれば、届出前でも可能となるのかを求めるものである。</p> <p>このため、この点についての見解を示されたい。</p>	d	-	<p>農地法第5条は、農地等につき転用目的で行う所有権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転を許可若しくは届出(以下「許可等」という)にかからしめており、この許可等を受けないでした権利の設定又は移転は同条第3項で準用する同法第3条第4項の規定によりその効力を生じないが、この許可等を受けずに、農地について転用目的で売買契約等を締結し、かつ、その農地をその買主等に引き渡すなど、権利の設定又は移転の効力を生じないまま、事実上その効力を生じた場合に行われると等しい行為が行われる場合には、同法第5条がその権利の設定又は移転につき許可等を要することとしている趣旨に実質上反することとなるので、同法同条に違反することとしている。</p> <p>このため、農地等につき転用目的で売買契約を締結しただけで、その農地の引渡しが行われていない場合は、事実上その農地の権利の設定又は移転の効力が生じたに等しい行為であるとはいえないことから、同法違反とはならないところである。</p>	5086023	社団法人リース事業協会	11

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z1000001	市街化区域内の農地転用のための権利移動に関する事前届出の撤廃、あるいは事後届出への改正	5085	5085023	オリックス株式会社	11	市街化区域内の農地転用のための権利移動に関する事前届出の撤廃、あるいは事後届出への改正		農地法 5条 1項 3号による「あらかじめ農業委員会に届け出」を撤廃する。あるいは、届出を権利移転後数ヶ月以内の届出に改正する。<*1>	市街化区域内農地を取得して、マンション、戸建住宅の分譲事業を行う。	農水省は、かかる事前届出が必要な根拠として、(1)権利移動目的が耕作目的でないことを確認する必要がある、(2)届出を廃止すると耕作目的での農地取得の規制の実効性を担保できなくなる、とする。 農地を農地のままとして所有権移転することは3条許可によって規制すべきことである。<*2> 市街化区域内農地の権利移転後の転用確認、3条の潜脱防止のためであれば、事後の書類提出で足りると考える。 事業者負担は過分なものでないというが、事業の流れのなかで当然作成された書類を作成後に提出するのみであれば大きな負担ではないが、事前届出が要求されれば負担とリスクは大きい。	農地法 5条 1項 3号	農林水産省	<*1>農水省は、農地法5条1項3号の「届出前に売買契約を締結すること自体は何ら問題がない」と回答された。しかし、同条項は1項本文の規制の除外として「あらかじめの届出」を規定しており、届出完了済みでない限り、1項本文が適用され、売買契約の締結は5条違反となるのではないかと解されるが、農林水産省見解はどのように理解すればよいのか。 <*2>規制の理解が不正確かもしれないが、3条では市街化区域内農地の転用でない権利変動は不許可事由となっていないのではないかと。そうであれば規制が不整合ではないかと。
z1000001	(上記の続き) 市街化区域内の農地転用のための権利移動に関する事前届出の撤廃、あるいは事後届出への改正	5085	5085023	オリックス株式会社	12	(上記の続き) 市街化区域内の農地転用のための権利移動に関する事前届出の撤廃、あるいは事後届出への改正						農林水産省	
z1000001	市街化区域内の農地転用のための権利移動に関する事前届出の撤廃、あるいは事後届出への改正	5086	5086023	社団法人リース事業協会	11	市街化区域内の農地転用のための権利移動に関する事前届出の撤廃、あるいは事後届出への改正		農地法 5条 1項 3号による「あらかじめ農業委員会に届け出」を撤廃する。あるいは、届出を権利移転後数ヶ月以内の届出に改正する。<*1>	市街化区域内農地を取得して、マンション、戸建住宅の分譲事業を行う。	農水省は、かかる事前届出が必要な根拠として、(1)権利移動目的が耕作目的でないことを確認する必要がある、(2)届出を廃止すると耕作目的での農地取得の規制の実効性を担保できなくなる、とする。 農地を農地のままとして所有権移転することは3条許可によって規制すべきことである。<*2> 市街化区域内農地の権利移転後の転用確認、3条の潜脱防止のためであれば、事後の書類提出で足りると考える。 事業者負担は過分なものでないというが、事業の流れのなかで当然作成された書類を作成後に提出するのみであれば大きな負担ではないが、事前届出が要求されれば負担とリスクは大きい。	農地法 5条 1項 3号	農林水産省	<*1>農水省は、農地法5条1項3号の「届出前に売買契約を締結すること自体は何ら問題がない」と回答された。しかし、同条項は1項本文の規制の除外として「あらかじめの届出」を規定しており、届出完了済みでない限り、1項本文が適用され、売買契約の締結は5条違反となるのではないかと解されるが、農林水産省見解はどのように理解すればよいのか。 <*2>規制の理解が不正確かもしれないが、3条では市街化区域内農地の転用でない権利変動は不許可事由となっていないのではないかと。そうであれば規制が不整合ではないかと。

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z1000001	(上記の続き) 市街化区域内の農地転用のための権利移動に関する事前届出の撤廃、あるいは事後届出への改正					(上記の続き) したがって、市街化区域内であっても、農地法の趣旨の実現のため、農地法第5条1項3号に規定する転用目的での権利移動の事前届出制をすることが必要不可欠である。 2 なお、農地について売買契約を締結しただけでは農地法違反とはならないが、農地法の許可等を受けずに、農地の引渡しを行うなど権利移動があったに等しい行為が行われる場合に、農地法違反となることである。						5086023	社団法人リース事業協会	12
z1000002	畜舎、堆肥舎、自給飼料製造施設における農地転用許可の廃止	農地法第5条	優良農地を確保するため、優良農地の転用については、地域の農業振興に資する施設や公共性の高い事業に供する場合等に限り転用を認めている。	d	-	畜舎等の農業施設については、他法令の許認可が得られる等事業実施の確実性及び被害防止措置の妥当性が認められる場合には、優良農地であっても転用を許可できることとしており、要望の趣旨は実現できる。 また転用許可に必要な事務処理に当たっては、標準処理期間(6週間)を定め、迅速化につとめているところである。 なお、周辺農地の営農条件に支障が生じないように適切な被害防止措置がとられているか等を確認する必要があるため許可を不要とすることはできない。		-回答では現行制度においては優良農地であっても転用を許可できることを根拠に現行制度かでも可能とされているが。 要望内容は、都道府県段階における書類審査の適正化、すなわち標準処理期間(6週間)の確保と申請の随時受付を求めるものである。 この点についての具体的な対応策を改めて示されたい。	a	農地転用許可に必要な事務処理については、標準処理期間(6週間)を定め、迅速化につとめているところであるが、この通知の趣旨を周知徹底することにより迅速かつ適正な処理を図るよう関係機関に通知する。 なお、申請の随時受付に係る要望は、転用許可申請に先立って市町村が農業振興地域整備計画の変更に係る独自の運用として行っている農用地区域からの除外の申出の受付であると考えられるが、この申出の受付は、市町村が関係権利者等の意向を反映するために独自に行っているものであり、市町村農業振興地域整備計画の変更を行うか否かの判断は、その策定主体である市町村の裁量により行われるものである。また、総合規制改革会議の第3次答申においては、農業振興地域整備計画の変更について計画的かつ適正に行うべきとの問題意識から、その運用の厳格化を求めている。	5036003	株式会社武井建設	11	
z1000003	現に耕作の目的に供していない農地の一時的転用に係る規制を緩和	農地法第5条	農地を一時的に農地以外の利用に供する場合に当たっては、農地以外の利用に供した後農地への復元が確実に実行されること、周辺農地の営農条件に支障が生じないように適切な措置がとられていること等を確認して許可することとしている。	a 及び c		農地の一時的転用の許可の目的は、遊休農地の解消ではないことから、もっぱら遊休農地の解消のために転用許可申請の書類に作付確約書を添付することを要件とすることがないよう指導する。 なお、現に耕作の目的に供していない農地の一時的転用に対して、農地転用の規制を課さないこととするのは、農地は本来適正に耕作されることが適切な土地利用であるとされており、農地所有者の耕作の目的に供さないという意志によって規制の適用の有無が生じてしまうことは適当でないこと、当該転用が一時的なものであり、農地として回復可能であるかどうかは事業計画等の内容を審査しなければ、適切には判断できないものであること、一時的に農地以外に使用する場合であっても、恒久的な農地転用と同様に周辺農地の営農条件に支障が生じないように適切な被害防止措置がとられていること等を確認する必要があることから、許可を不要とすることは困難である。		作付確約書が必要であることについて、通知等により一層の周知を図ることなどを具体的に検討し、示されたい。 また、回答では現行制度においては農地の一時的転用について許可を不要とすることは困難とされているが 要望内容は、申請から許可に至る事務処理期間の適正化を求めるものである。 この点についての具体的な対応策を改めて示されたい。	a	農地の一時的転用の許可の目的は、遊休農地の解消ではないことから、もっぱら遊休農地の解消のために転用許可申請の書類に作付確約書を添付することを要件とすることがないよう関係機関に通知する。 農地転用許可に必要な事務処理については、標準処理期間(6週間)を定め、迅速化につとめているところであるが、この通知の趣旨を周知徹底することにより迅速かつ適正な処理を図るよう関係機関に通知する。	5021274	社団法人日本経済団体連合会	11	
z1000004	農業生産法人以外の株式会社の農業への参入の容認	農地法第2条第7項	法人による農地の権利取得は、原則として、その主たる事業が農業であること等の一定の要件を満たした農業生産法人に限り認められており、また、農業生産法人以外の法人による農地の権利取得が可能な構造改革特区については、遊休農地や効率利用を図るべき農地が相当程度存在する区域を対象としている。	c 及び b		株式会社一般の農地取得については、規制の緩和を求める声がある一方、投機目的での取得や地域の土地利用の混乱等についての懸念も根強くこのような懸念が生じない十分な弊害防止措置を講じることが困難であることから、特区に限ったとしても認められない。 なお、農業生産法人以外の法人による農地の借り受けを認める農地法の特例措置に係る特区制度については、今後は、その実施状況等の検証・評価を行い、平成16年末までの間で可能な限り速やかに全国展開について結論を得ることとしている。		株式会社の農地取得については、農業経営基盤強化の観点から、資金調達面や人材確保面、コスト面などさまざまな面で有利であることから、少なくとも特区において認める方向で具体的に対応策を検討し、お示し願いたい。 農地のリース方式については、特区における評価を待たずに、全国規模でも解禁を図る方向で具体的な対応策を検討し、お示し願いたい。	c 及び b	株式会社の農地取得については、経営面で有利な点が認められるとしても、投機目的等の農地取得といった懸念も根強く特区に限ったとしても、このような懸念を払拭するに足る十分な措置を講じることが困難であるため、特区に限定したとしても対応は困難である。 また、特区の農地のリース方式の全国展開については、政府の骨太方針において、検証・評価を踏まえて結論を得ることとされていることから、これを踏まえずに結論づけることには応じられないが、農林水産省としては、骨太方針に基づき、特区の農地の利用状況や地域農業への効果等について逐次状況把握を行い、評価委員会の評価を踏まえ、本年末までの間でできるだけ速やかに結論を得たいと考えている。	5021276	社団法人日本経済団体連合会	11	

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z1000001	(上記の続き) 市街化区域内の農地転用のための権利移動に関する事前届出の撤廃、あるいは事後届出への改正	5086	5086023	社団法人リース事業協会	12	(上記の続き) 市街化区域内の農地転用のための権利移動に関する事前届出の撤廃、あるいは事後届出への改正						農林水産省	
z1000002	畜舎、堆肥舎、自給飼料製造施設における農地転用許可の廃止	5036	5036003	株式会社武井建設	11	畜舎、堆肥舎、自給飼料製造施設の農地転用許可廃止		中山間地に建設される農業用施設の畜舎、堆肥舎、飼料製造施設は、その使用目的から農業生産の基となるものであることから畜舎、堆肥舎、飼料製造施設については、農地法の転用許可を要しないこととする。	新たに建設業者が農業参入を目指したとき、農地法の転用手続きを簡素化することにより、迅速に農業参入が可能となる。中山間地に建設する畜舎、堆肥舎、飼料製造施設は、農地転用許可を廃止する。	建設業者の畜産農業参入の際、農地転用許可の書類作成や管轄官庁の書類審査に長期間(概ね1年間)を要し、参入を阻止している。	農地法第5条	農林水産省	
z1000003	現に耕作の目的に供していない農地の一時的転用に係る規制に緩和	5021	5021274	社団法人日本経済団体連合会	11	現に耕作の目的に供していない農地の一時的転用の規制緩和		現に耕作の目的に供していない農地を工事のために一時的に使用する場合、県知事による農地転用許可を不要とするべきである。 作付確約書の添付が転用許可制度上の措置でないのであれば、転用許可申請の際の添付書類から作付確約書を除くよう、各県への指導を徹底するべきである。		現在、申請から許可まで2ヶ月が必要となっている。申請には、現に耕作の目的に供していないにもかかわらず、作付確約書を添付しなくてはならず、また、工事終了後には、現実に農地として何らかの作物の作付けを行うように指導される。こうした許可を撤廃することにより、工事コストの削減、工事期間の短縮を図ることができる。遊休農地の適正利用を図る観点から作付確約書の添付を求めているのであれば、別途、耕作放棄地の所有者に対して県が直接働きかけるべきであり、転用許可とは切り離すべきである。	農地法第5条	農林水産省	市街化区域外の農地を工事用の用地として使用するにあたっては、県知事の農地転用許可を要する。
z1000004	農業生産法人以外の株式会社の農業への参入の容認	5021	5021276	社団法人日本経済団体連合会	11	農業生産法人以外の株式会社の農業への参入【新規】		農業経営主体としての株式会社に関する規制を撤廃すべきである。 少なくとも、構造改革特別区域においては、農業生産法人以外の株式会社による農地の取得・保有を認めるべきである。 現在、構造改革特別区域法で認められたリース方式による株式会社の農業への参入を全国に適用される一般的な制度とするべきである。		株式会社形態での農業経営は、農業経営基盤強化の観点から、資金調達面や人材確保面、コスト面などさまざまな面で有利であるが、出資比率、役員構成などについて制約が多く、株式会社形態の有利性を十分発揮することが困難である。	農地法 構造改革特別区域法	農林水産省	農地法では、法人による農地の所有は、農業生産法人にのみ認められている。株式会社形態の農業生産法人も認められているが、株式譲渡制限、出資比率、役員構成などに関して厳しい要件が課されている。構造改革特別区域法により、農業生産法人以外の株式会社によるリース方式による農業への参入の道が開かれたが、対象地域が耕作放棄地や効率的利用を図る必要がある農地等が相当程度存在する地域に限定されるなど制約が多い。

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z1000005	農山村地域における土地利用に関する農地転用規制の緩和	農地法第4条、第5条及び法附則第2項	都道府県知事は、原則として、2ヘクタールを超え4ヘクタール以下の農地転用許可をしようとする場合は、あらかじめ農林水産大臣に協議しなければならない。	c	-	国内の農業生産に必要な農地の確保と有効利用により、国民に食料の安定供給を図ることは国の責務であり、農地の転用を許可するに当たっては、一定の国の関与を行う仕組みを設けているところである。都道府県知事が2ヘクタールを超え4ヘクタール以下の農地の転用もしくは転用のための権利移動の許可しようとする場合の農林水産大臣への協議についても、このような国の責務及び地方分権に適正に対応するとの観点から、適切な国の関与の在り方を検討した上で措置されているものであり、廃止することは困難である。		-回答では廃止することは困難であるとのことだが、 要望内容は処理期間の適正化を求めるものである。 この点についての具体的な対応策を改めて示されたい。	a		農地転用許可に必要な事務処理については、標準処理期間(6週間)を定め、迅速化につとめているところであるが、この通知の趣旨を周知徹底することにより迅速かつ適正な処理を図るよう関係機関に通知する。	5114002	兵庫県	11
z1000006	農地法の規制緩和	農地法第3条第1項及び第2項	農地の権利移動に係る許可については、取得後における耕作の事業に供する面積等に関して一定の要件が設けられている。	d		都市住民等農業者以外の者が、10a未満のごく小面積の農地を営利以外の目的で利用したいというニーズについては、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律により、農地法の許可を受けることなく地方公共団体又は農協から農地を借り受けることが可能となっており、耕作放棄地等の活用にあたってはこの制度を利用することが可能である。		-回答では、構造改革特別区域法に基づき農地法の許可を要しない特定農地貸付を根拠として現行制度で対応可能とされているが、 要望内容は同制度の周知徹底がなされていないことなどから、農地の借り入れを希望する個人が実際に農地を借りるに至っていないことを問題とするものである。 この点についての現行制度の周知徹底を図ることを検討措置とともに、その手続き及び要件を示されたい。	d	特定農地貸付法は、国民の余暇の増大や価値観の多様化に伴い、農業者以外の人々の中に野菜や花等を栽培し、自然に触れたいという要望が高まってきたことから、地方公共団体及び農業協同組合が、小面積の農地を非営利目的で一定期間貸付ける場合において農地法の特例を認めるものとして平成元年に制定されたものである。 既に制度の制定以後15年を経過し、全国各地域において同法に基づく市民農園の取組みがなされる等、都市住民等が余暇として農地を利用する仕組みとしてこの制度が市民農園という名称とともに、広く周知され定着しているものと認識している。 更に、平成15年4月からは、構造改革特別区域法において、地方公共団体及び農業協同組合以外の者による市民農園の開設を可能とする特例措置を講じているところである。 特定農地貸付法を始めとする市民農園制度の普及については、農林水産省のホームページやパンフレットの配布等を通じて行っているところであり、詳細については別添を参照されたい。 また、特定農地貸付けの利用者に対する制約等は特にございませませんが、その利用にあたっての手続き等については、特定農地貸付けを実施している市町村等、最寄りの地方公共団体等にご照会下さい。 (参考) http://www.maff.go.jp/nouson/chiiki/simin_nouen/top.htm	5011001	学園花の村」代表 宮城正雄 事務局長 松井道夫	11	
z1000007	自作農財産の処分に係る規制の緩和	農地法第78条第2項 農地法第80条第2項	自作農財産の管理 処分等の事務は、都道府県知事が行うこととされており、また売払いについては、旧所有者等への優先的な売払い等の優先順位が設けられている。	c		農地法第80条第2項は、自作農財産を農業上の利用目的に供しないことを相当と認めたとときにおいて、国が売払いを行う場合の売払いの相手方の選定について旧所有者等を優先することを規定している。 また、このような旧所有者等への売払いを優先する考え方については、買収農地について旧所有者の売払いを求める権利を是認した昭和46年1月20日の最高裁大法廷判決(昭和42年(行ツ)第52号)に照らしても妥当なものと考えられ、変更することは考えていない。		-回答では最高裁判例もあり対応不可とのことだが、 要望内容は所有者を優先することの考え方を変更しなくても、相続や移住などにより所有権者の発見が困難な場合にまで必ずその同意がないと処分ができないことからくる事務負担の増加を問題にしているものである。 この点についての具体的な対応策を改めて示されたい。	e	農地法施行令第17条においては、自作農財産を農業上の利用目的に供しないことを相当と認めたとときは、旧所有者等に対して売払いできる旨の通知をしなければならないとされ、住所不明等により通知することができないときは、その旨を公告して通知に代えることができると規定されているため、については事実誤認である。	5119015	長野県	11	
z1000008	農地保有合理化事業の対象となる農用地等の要件の緩和	農業経営基盤強化促進法第4条 農業経営基盤強化促進法施行規則第10条第3号	農地保有合理化事業の対象は、農用地に限らず、混牧林地、農業用施設用地、又は開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地も含まれるものであり、事業を実施する場合には、農用地について実施する事業と併せ行うものである。	c		農地保有合理化事業の対象は、農地について保有の合理化(経営規模の拡大、農地の集団化等)を図るものであることから、農業用施設用地のみを単独で、事業の対象とすることは不適当。		-回答では農地保有合理化事業の趣旨から農業用施設用地単独では対応不可とのことだが、 要望内容は農業経営の規模拡大を目的として農業用施設用地の獲得が必要な場合への対応を求めるものである。 この点についての具体的な対応策を改めて示されたい。	d	農地保有合理化事業の目的は、農地について保有の合理化を図るものであることから、農業用施設用地のみを単独で、事業の対象とすることは不適当。なお、農業用施設用地の取得については、農地法の規制が無いので、本事業を活用しなくとも取得は可能である。	5119017	長野県	11	

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z1000005	農山村地域における土地利用に関する農地転用規制の緩和	5114	5114002	兵庫県	11	農山村地域における土地利用に関する農地転用規制の緩和		市街化区域外の2ヘクタールを超え4ヘクタール以下の農地の転用もしくは転用のための権利移動にあたり必要とされている農林水産大臣の事前協議を廃止する。	(事業実施の予定なし)	する市街化区域外にある2ヘクタールを超え4ヘクタール以下の転用若しくは転用のための権利移動の許可にあたり、知事は農林水産大臣と協議しなければならないと規定されているが、事務処理に相当の日数を要する。協議は、大臣の同意まで求める趣旨のものではないこと、等の理由から2ヘクタール以下の農地転用等と同等の扱いとすべきである。	農地法第4条、第5条及び法附則第21項	農林水産省	
z1000006	農地法の規制緩和	5011	5011001	学園花の村」代表 宮城正雄 事務局長 松井道夫	11	農地法の規制緩和		農地の耕作を希望する個人(非農家)が農地を円滑に賃借できるようまた農家が農地を円滑に賃貸出来るよう農地法及びそれにかかる諸制度の緩和を望むものである。	農地を賃借する場合、農業委員会の許可は不要とする。また最低経営面積の下限を廃止する。	現在全国で耕作放棄地が343千ha、不作付地が278千haの農地が遊休化しておりこれは全農地の13%に相当する。(平成12年度農業センサス)一法定年帰農やスローライフで農業を楽しみたい、安全な野菜を自らの手で作りたいたいという人の潜在需要が数百万人いるともいわれている。この mismatchを解消するため。(詳細別紙)	農地法第3条2項	農林水産省	農地の賃借事務を円滑に行えるよう農協・市町村および市町村が認めたものが仲介をする。
z1000007	自作農財産の処分に係る規制の緩和	5119	5119015	長野県	11	自作農財産の処分		自作農財産の処分に係る全国的な規制緩和	買収等の後50年が経過した自作農財産の処分が促進されるよう農地法の規制を緩和する。	国有農地等(自作農財産)を借りて耕作している者が、高齢化などの理由によりその後の耕作が困難となった場合、遊休農地化する事例があるが、自作農財産の管理・処分にあっては、旧所有者への優先的な売り払いなど制限があり事務負担が増加している。	農地法第78条第2項 農地法第80条第2項	農林水産省	
z1000008	農地保有合理化事業の対象となる農用地等の要件の緩和	5119	5119017	長野県	11	農地保有合理化事業の対象となる農用地等の全国的な要件緩和		農業経営基盤強化促進法及び農業経営基盤強化促進法施行規則事業対象要件の緩和	農業経営の規模拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化を促進するため、農用地等を買入れ、又は借り受けて、当該農用地等売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業等を実施する。	水耕栽培温室用地などは直接農業生産に供されるものの農業用施設用地と見なされるため農用地と併せた実施でないと農地保有合理化事業の対象にならない。 しかしながら、これらの土地は、単独でも効率的な経営体の育成と農業経営の安定、農地利用の合理化に結びつくなど農用地と同等以上の効果があり、農用地と併せて行うという必要性が乏しい。	農業経営基盤強化促進法第4条 農業経営基盤強化促進法施行規則第10条第3号	農林水産省	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z1000009	農地保有合理化事業を行う農地保有合理化法人の要件の緩和	農業経営基盤強化促進法第5条第2項第4号の口 農業経営基盤強化促進法施行規則第1条	都道府県段階で農地保有合理化事業を行う主体である県公社の組織要件は、民法34条法人(公益法人)でなければならない。かつ社団法人の場合には、都道府県が社員となっており、その有する表決権が総数の過半を占めること。財団法人の場合は、都道府県が寄附財産の拠出者となっており、寄附財産の額が寄附財産の総額の過半を占めることが必要。	c		農地保有合理化法人は、農地の権利移動を政策的に方向づけることを目的として、特例的に農地取得が認められているものであり、また、事業の公平な実施を担保するためにも、公的色彩が強い法人とすることが必要であることから、出資要件の緩和は困難。		-回答では農地保有合理化法人の公的色彩の強さから出資要件の緩和は対応不可とのことだが、 要望内容は都道府県の出資額の緩和を求めるものであり、法人の公的色彩を弱めることを求めているものではない。 この点についての具体的な対応策を改めて示されたい。	c		農業経営基盤強化促進法では、都道府県が基本方針において農地保有合理化事業を行う主体として県公社を定めることとしている。農地保有合理化法人は、事業の性格から公平性を保ち、信用力のある公的色彩を帯びた法人とすることが必要である。このため、都道府県及び市町村が表決権の総数の過半、あるいは寄附財産の総額の過半を占めることを要件としており、これが1/2を下回ることは、都道府県等の意見が反映されない場合があるおそれがあり、公平性や信用力を担保できず、緩和は困難。	5119014	長野県	11
z1000010	農村地域工業等導入促進法の見直し	農村地域工業等導入促進法第5条第5項	農村地域工業等導入促進法第5条第5項に基づき、市町村が定める農村地域工業等導入実施計画は、当該市町村の議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想に即し、定められている。	e	-	農村地域工業等導入促進法第5条第5項の「市町村の議会の議決を経て定められた」とは、当該市町村の基本構想に対する修飾語句であり、当該市町村の農村地域工業等導入実施計画の策定に当り議会の議決を定めているものではない。 なお、法に定める手続以外であれば、当該実施計画をどのような手続で策定するかは、策定実施主体である地方公共団体が、決めるべき事項である。					5119012	長野県	11	
z1000011	備え付け議事録等の電子化の容認	農協法第35条、第36条	組合の理事は、定款等を主たる事務所に、総会等の議事録、事業報告書等を従たる事務所に備えておかなければならないが、農協法上、電磁的記録の作成についての定めがないため、備え置き書面の電子化が認められていない。	b		農協法においては、組合員名簿、各種事業規程等協同組織固有の書類についても備え付けが義務付けられており、これらの書類についても、書面の電子化を行う際に併せて慎重に検討する必要があることから、他の協同組織法における検討状況等も踏まえつつ、検討することとする。		-回答では他の協同組織法における検討状況等も踏まえつつ検討とのことだが、議事録等の電子化については、政府として協力に推進しているe-japan戦略の一貫をなすものであることから、平成16年度中に措置するよう検討されたい。	b		IT戦略本部において審議されている「e-japan戦略 加速化パッケージ」(素案)において、法令により民間に保存が義務付けられている文書 帳簿のうち、電子的な保存が認められていないものについて、近年の情報技術の進展等を踏まえ、原則としてこれらの文書 帳簿の電子保存が可能となるようにすることを、統一的な法律の制定の可能性も含めて検討する。」とされていることから、統一的な法律の制定の検討状況を踏まえつつ、検討することとする。	5081004	全国農業協同組合中央会、農林中央金庫	11
z1000012	定款への従たる事務所の所在地の記載の廃止	農協法第28条第1項第4号	組合は、定款を定め、これに事務所の所在地を記載しなければならない。	b		組合の定款においては、組合員等の相互扶助等を目的とする協同組織としての特性から、商法よりも具体的な記載事項が要求されている。従たる事務所についての記載は、組合員等が利用する施設を定める意味で組合員資格と並んで協同組織における基本事項とされてきたのもであり、商法と同様の扱いとすることについては、定款自治の観点から慎重な検討が必要である。					5081003	全国農業協同組合中央会、農林中央金庫	11	
z1000013	農地保有合理化事業を行う農地保有合理化法人の要件の緩和	農業委員会等に関する法律第40条	都道府県農業会議は、農地法その他の法令によりその所掌に属させた事項を行う。都道府県農業会議は、農業及び農民に関する意見公表、行政庁への建議、諮問に対する答申、啓もう及び宣伝、調査及び研究、農業委員会の委員等の講習及び研修、農業委員会の任意業務に対する協力等を行う。	c		都道府県段階の農業団体は、おのおのの役割分担のもとに相互連携して構造政策を推進する体制を構築していること、また、これらの団体は、実質的に事務局の一元化、ワンフロア化を運用上措置している事例があることから、制度上、都道府県農業会議と農業開発公社を一体化する必然性がないものとする。		-回答では、実質的に事務局の一元化等がされている事例があることを根拠に対応不可とされているが、 要望内容は農業委員会の県段階の組織である都道府県農業会議を農地保有合理化事業を行う農業開発公社と一元化することに特段の支障がなければ、一体化すべきことを求めるものである。 したがって、制度的な一元化により、農地の構造政策を阻害する理由があるものであれば、それを示されたい。また、阻害する理由がないのであれば、一体化を検討されたい。	c		都道府県農業会議は、農業委員会法に基づき設立された特別法人であり、農地法に基づき法令業務の処理等を任務としている。このような都道府県農業会議の組織や性格に鑑み、農地保有合理化事業等を実施する法人として設立され収益事業をも営むことのできる農業公社等と一体化することは困難である。	5119013	長野県	11

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z1000009	農地保有合理化事業を行う農地保有合理化法人の要件の緩和	5119	5119014	長野県	11	農地保有合理化事業を行う農地保有合理化法人の要件緩和		農業経営基盤強化促進法及び農業経営基盤強化促進法施行規則の出資要件等の緩和	農業経営の規模拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化を促進するため、農用地等を買入れ、又は借り受けて、当該農用地等売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業等を実施する。	都道府県出資要件の緩和、あるいは農業会議による農地保有合理化事業の実施が可能となれば、公社と関連した農業構造政策を推進している団体・機関との統合などが可能となり、担い手の育成支援や農地流動化の促進支援などワンストップ化によるサービスの向上と効率的な事務執行が可能となる。	農業経営基盤強化促進法第5条第2項第4号の口 農業経営基盤強化促進法施行規則第1条	農林水産省	
z1000010	農村地域工業等導入促進法の見直し	5119	5119012	長野県	11	農村地域工業等導入促進法		農村地域工業等導入促進法の全国的な規制緩和	農工法第5条第5項に規定される市町村議会の議決を要する前に、計画に関する住民の意見を聴く公聴会を開催するなど、住民のコンセンサスが十分得られた上で計画が市町村議会で議決されよう案文を改正 追加する。	農工団地の導入に当たり、無秩序な開発行為を防止し、食料・農業・農村基本法の理念に基づき農村の多面的機能を維持増進し、より住民に軸足をおいた、住民参加による計画策定が推進される。	農村地域工業等導入促進法第5条第5項	農林水産省	
z1000011	備え付け議事録等の電子化の容認	5081	5081004	全国農業協同組合中央会、農林中央金庫	11	備え付け議事録等のIT化		主たる事務所、従たる事務所での議事録・議事録謄本及び事業報告書等の備え付けについて、電子的記録による備え付けも可能とする。	理事は、総会、理事会及び経営管理委員会の議事録等及び事業報告書等を主たる事務所、従たる事務所に備えておかなければならないが、農協法上、電磁的記録の作成についての定めがない。	IT社会においては、いつでも閲覧できる態勢を整えておけば十分と判断される。	農協法第35条、第36条、商法第33条ノ2、第166条、第281条 等	農林水産省	
z1000012	定款への従たる事務所の所在地の記載の廃止	5081	5081003	全国農業協同組合中央会、農林中央金庫	11	定款への従たる事務所の所在地の記載の廃止		定款に記載する事務所の所在地を、本店(所)の所在地のみに変更する。	組合の定款には、事務所の所在地を記載しなければならない。	組合の定款には、従たる事務所の所在地全てを記載しているが、会社は商法第166条第1項第8号により本店の所在地となっている。農協では店舗再編を進めており、毎年変更の必要が生じていることから、会社と同様の取扱いとなるようにすべきである。	農協法第28条第1項第4号	農林水産省	
z1000013	農地保有合理化事業を行う農地保有合理化法人の要件の緩和	5119	5119013	長野県	11	農地保有合理化事業を行う農地保有合理化法人の要件緩和		農業委員会等に関する法律の要件緩和	農業経営の基盤を強化するため、農業開発公社は農地保有合理化事業を行っており、農業委員会は農地利用に於いてのあつせんを行っている。 農業委員会等に関する法律により、農業委員会等に関する法律により、農業委員会の県段階の支援組織として位置付けられている都道府県農業会議も農地保有合理化事業を農業開発公社と一体となり実施する。	農地保有合理化事業を行っている農業開発公社と農地利用のあつせんを行っている農業委員会を支援している都道府県農業会議が一体となって事業を行うことにより、県段階において、より一層構造政策を推進する体制が確立される。	農業委員会等に関する法律第40条	農林水産省	農業経営基盤強化促進法第5条第2項4の口の改正を伴う。

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z1000014	外国産小麦の政府売り渡し価格の引下げ	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第六八条 同法施行令第四十三条	麦の政府売渡価格については、家計費及び米価その他の経済事情を参酌し、消費者の家計を安定させることを旨として定めることとされている。具体的には、家計の安定が図られる価格の範囲内で、国内産麦に対する財政負担と外国産麦の差益との収支に赤字が生じないことを基本とする方式により決定されている。	b	-	政府売渡価格の算定方式については、「新たな麦政策大綱」において、民間流通への移行に伴い政府買入が不要となった際には、費用負担の透明性が一層向上するような新たな算定方式(小麦コスト価格と内麦生産の安定に係る費用を基に算定する方式)に移行することとされているが、国際化の進展、関連諸施策の検討状況、内外麦を巡る状況等を踏まえ、今後さらにそのあり方を検討することとしている。なお、平成16年度の政府売渡価格については、家計等諸般の事情を踏まえ0.5%の引き下げが決定されたところである。		回答では、今後さらに検討をするとのことだが、要望内容は計画的かつ継続的な引き下げを求めるものである。この点についての具体的な対応策をさらに検討され示されたい。	C	-	政府売渡価格の算定方式については、「新たな麦政策大綱」において、民間流通への移行に伴い政府買入が不要となった際には、費用負担の透明性が一層向上するような新たな算定方式(小麦コスト価格と内麦生産の安定に係る費用を基に算定する方式)に移行することとされているが、国際化の進展、関連諸施策の検討状況、内外麦を巡る状況等を踏まえ、今後さらにそのあり方を検討することとしている。したがって、現段階で売渡価格の計画的かつ継続的な引き下げという今回の要望を措置することは困難である。	5021270	社団法人日本経済団体連合会	11
z1000015	資産運用アドバイス業務の取扱いの容認	農林中央金庫法第54条第4項、銀行法第10条第2項、投資顧問業法第4条	有価証券にかかる投資顧問業は、農林中央金庫及び信託銀行子会社の業務の「付随業務」として明定されていないことから、業として資産運用アドバイス等の助言業務を行うことができない。	a		農林中央金庫が投資顧問業法に規定する投資顧問業に該当しない範囲で、顧客の金融資産に対する資産運用アドバイス業務を取り扱う場合についても「その他付随業務」として明確化する方向で検討を行う。		第3次答申で合意したスケジュール(15年度検討・結論)を明示されたい。	a		農林中央金庫が投資顧問業法に規定する投資顧問に該当しない範囲で、顧客の金融資産に対する資産運用アドバイス業務を取り扱う場合についても「その他付随業務」として明確化することとし、その具体的内容について16年度中に検討を行い、同年度中に実施する予定。	5080002	農林中央金庫	11
z1000016	従たる事務所の定款への記載省略の容認	農林中央金庫法第20条第1項3号	農林中央金庫は、定款を定め、これに事務所の所在地を記載しなければならない。	b		農林中央金庫の定款においては、会員等の相互扶助等を目的とする金融機関としての特性から、商法よりも具体的な記載事項が要求されている。従たる事務所についての記載は、会員が利用する施設を定める意味で会員資格と並んで協同組織における基本的事項とされてきたものであり、商法と同様の取扱いとすることについては、定款自治の観点から慎重な検討が必要である。						5080006	農林中央金庫	11
z1000017	収入依存度規制の緩和	農林中央金庫法第72条第4項、農林中央金庫法の施行に関する件(平成13年9月13日金融庁・農林水産省告示第13号)第9条3項	従属業務を営む子会社対象会社のうち、農林中央金庫からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の五十を下回らない会社に認めている。	b		現在、収入依存度の規制は、農林中央金庫が農業協同組合の一員として、組合員及び会員の利益に資するために必要な規制である。しかし、農林中央金庫及び子会社が50%以上の収入依存を持ち、協同組織性を担保できる前提があれば、他の協同組合金融機関との調整を図りながら検討する。		検討スケジュール(結論時期)について、具体的に示されたい。	b		農林中央金庫の子会社に係る収入依存度規制の撤廃等を認めるか否かについては、農林中央金庫の他業禁止規定と、本来、農林中央金庫からみれば他業である従属業務の在り方を踏まえつつ検討を行うこととしており、現時点で検討の終了時期を示すことは困難。	5080005	農林中央金庫	11

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z1000014	外国産小麦の政府売り渡し価格の引下げ	5021	5021270	社団法人日本経済団体連合会	11	外国産小麦の政府売り渡し価格の引下げ		外国産小麦の政府売渡価格を計画的かつ継続的に引き下げるべきである。		新しい麦政策大綱に基づき、2000年度から国内産麦の民間流通への移行が図られ、入札・相対取引、品質取引が導入されたことは、小麦に関する内外価格差の是正と国内産麦の品質向上の観点から、一定の評価はできる。しかし、関税率20%前後の安価な小麦粉調整品及び二次加工品による攻勢と国産原料の高価格との板挟みの状況に追い込まれている国内食品工業の経営状況は厳しく、このままでは生産の空洞化が本格化する恐れがある。また、小麦の民間流通への移行が進展する中で、消費者負担型の価格支持制度は、消費者の視点を重視すべき農政改革に逆行している。	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第68条 同法施行令第43条	農林水産省	ウルグアイラウンド合意により小麦は関税化されたが、二次関税率が高く、国家貿易体制が維持されている。また、外国産小麦の政府売渡価格は、依然として、価格面で安い外国産小麦による輸入差益を国内産小麦の価格支持の補填に充てることを基本とした、いわゆる内外麦コストプール方式により決定されている。その結果、製粉企業への外国産小麦の売り渡し価格は輸入価格の1.7～1.8倍となっている。
z1000015	資産運用アドバイス業務の取扱いの容認	5080	5080002	農林中央金庫	11	資産運用アドバイス業務の取扱い		顧客の金融資産に対する運用アドバイス業務を、農林中央金庫および信託銀行子会社の業務の付随業務として位置づけるとともに、投資にかかる助言業務について、投資顧問業法の適用除外とする取扱い。	有価証券にかかる投資顧問業は、農林中央金庫及び信託銀行子会社の業務の付随業務として明定されていないことから、業として資産運用アドバイス等の助言業務を行うことができないとされている。	平成10年12月の投資信託の取扱開始等、農林中央金庫、信託銀行子会社において非預金型金融商品の取り扱い範囲は拡大しており、投資助言サービスに関し、特に資産家層は質の高いサービスを期待している。顧客への適切な助言提供は、顧客の自己判断を可能とする重要な業務であるという点で、投資助言業務は農林中央金庫及び信託銀行子会社の業務と不可分である。	農林中央金庫法第54条第4項 銀行法第10条第2項 投資顧問業法第4条	農林水産省(金融庁)	
z1000016	従たる事務所の定款への記載省略の容認	5080	5080006	農林中央金庫	11	従たる事務所の定款への記載省略		農林中央金庫の事務所の定款への記載について、これを商法(第166条第1項8号)の株式会社の規定に合わせ本店(主たる事務所のみ)とし、従たる事務所については記載不要とする。	現在は農林中央金庫法により、主たる事務所に加入、従たる事務所の定款への記載が求められている。	地域の個人組合員を主体に事業展開を行う協同組織にとっては、従たる事務所の所在地は組合員の施設利用上の利便性に直接関連し、重大な関心事として定款記載を義務付ける意義はあると考えられるが、協同組織の全国団体として事業を行う農林中央金庫については会員の来店利用に係る関心は相対的に低いと考えられ、むしろ、定款記載省略により会員の利用ニーズに照らした機動的な店舗配置を可能とすることが会員の利便に資すると考えられることから要望するもの。	農林中央金庫法第20条第1項3号	農林水産省(金融庁)	
z1000017	収入依存度規制の緩和	5080	5080005	農林中央金庫	11	収入依存度規制の緩和		従属業務を営む子会社対象会社のうち、農林中央金庫からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の五十を下回らない会社については認可不要とされているが、収入の対象に農林中央金庫のほか農林中央金庫の子会社(出資比率50%以上)も含めるよう措置する。	従属業務を営む子会社対象会社を子会社とする場合は、農林中央金庫法第72条第3項4号により主務大臣の認可を受ける必要があるが、生として農林中央金庫の営む業務のためにその業務を営んでいる会社においては、農林中央金庫単体からの収入(総収入の50%の基準(告示第13号9条-3))を満たす場合に限り認可対象会社から除外される。	今日的にグループ連結経営の強化が求められている中、子会社対象会社の業務対象は、農林中央金庫単体のみならずグループ会社全体に広がり、グループ・タレントとしての機能発揮が求められている。このため、従属業務を営む子会社対象会社の中には、今後、認可対象会社の除外基準(農林中央金庫単体からの収入(総収入の50%)の充足が困難となる可能性が生じるケースも想定される。 従属業務を営む子会社対象会社の業務については、もとより限定的なものと認識しているが、経営の視点が単体からグループ全体へと広がり、効率経営の観点から農林中央金庫の業務の一部を子会社が担っていることを考慮すれば、認可対象会社から除外する基準としての収入依存度規制について、農林中央金庫単体から農林中央金庫およびその子会社まで拡大することに実質的な問題は無いと考えられる。	農林中央金庫法第72条第4項、農林中央金庫法の施行に関する件(平成13年9月13日金融庁・農林水産省告示第13号)	農林水産省(金融庁)	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z1000018	共済に対する規制の強化(民間競合会社との同一スタンダードの確立)	<ul style="list-style-type: none"> 農業協同組合法(昭和22年法律第132号) 農業協同組合及び農業協同組合連合会の共済事業に関する省令(昭和33年農林省令第7号) 農業協同組合及び農業協同組合連合会の共済事業に関する省令の規定に基づき、特別の理由がある場合に積み立てる責任準備金の種類及び額等について定める件(農林水産省告示第926号) 農業協同組合共済事業指導要綱(昭和32年6月15日付け32農経第3313号農林事務次官依命通知) 農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合中央会及び農事組合法人の指導監督等(信用事業及び共済事業のみに係るものを除く)に当たったの留意事項について(平成14年3月1日付け13経営第6051号農林水産省経営局長通知) 	<p>農業協同組合法等において、事業の健全性の確保、契約者保護のために必要な規制を置くとともに、報告徴求、検査、必要措置命令等保険業法と同等の監督の下に置いている。</p> <p>また、税制については、協同組合としての税率が適用されている。</p>	c	f	-	<p>農業協同組合及び漁業協同組合等(以下「農協等」という)の行う共済事業には、農業協同組合法等により事業内容、意義等に準じて必要な規制が適用されている。</p> <p>また、税制上の措置は共済事業に着目して特別の法人税率が適用されているわけではなく、協同組合という法人形態に着目した適用となっているだけである。</p> <p>協同組合の行う共済事業は、それぞれの組合の目的、構成員たる組合員の意思に基づき行われており、事業の目的、内容、事業の拡がり等さまざまであり、それぞれの運営実態に応じて必要な法規制が行われている。</p> <p>セーフティーネットのコスト負担については、その負担によってセーフティーネットの利益を享受するものであり、負担の有無のみで論ずるのは適当でない。</p>					5071082	米国	11
z1000018	(上記の続き) 共済に対する規制の強化(民間競合会社との同一スタンダードの確立)	<p>(上記の続き)</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業協同組合及び農業協同組合連合会の共済事業に関する指導監督等に当たったの留意事項について(平成15年5月20日付け15経営第894号農林水産省経営局長通知) 水産業協同組合法(昭和23年法律第242号) 水産業協同組合法施行規則(昭和58年農林水産省令第45号) 水産業協同組合法施行規則の規定に基づき、農林水産大臣が定める再保険契約の内容の条件を定める件(農林水産省告示第1927号) 水産業協同組合共済事業制度の運用について(昭和59年1月23日59水漁第66号水産庁長官通知) 										5071082	米国	12
z1000018	共済に対する規制の強化(民間競合会社との同一スタンダードの確立)	<ul style="list-style-type: none"> 農業協同組合法(昭和22年法律第132号) 農業協同組合及び農業協同組合連合会の共済事業に関する省令(昭和33年農林省令第7号) 農業協同組合及び農業協同組合連合会の共済事業に関する省令の規定に基づき、特別の理由がある場合に積み立てる責任準備金の種類及び額等について定める件(農林水産省告示第926号) 農業協同組合共済事業指導要綱(昭和32年6月15日付け32農経第3313号農林事務次官依命通知) 農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合中央会及び農事組合法人の指導監督等(信用事業及び共済事業のみに係るものを除く)に当たったの留意事項について(平成14年3月1日付け13経営第6051号農林水産省経営局長通知) 	<p>農業協同組合法等において、事業の健全性の確保、契約者保護のために必要な規制を置くとともに、報告徴求、検査、必要措置命令等保険業法と同等の監督の下に置いている。</p> <p>また、税制については、協同組合としての税率が適用されている。</p>	c	f	-	<p>農業協同組合及び漁業協同組合等(以下「農協等」という)の行う共済事業には、農業協同組合法等により事業内容、意義等に準じて必要な規制が適用されている。</p> <p>また、税制上の措置は共済事業に着目して特別の法人税率が適用されているわけではなく、協同組合という法人形態に着目した適用となっているだけである。</p> <p>協同組合の行う共済事業は、それぞれの組合の目的、構成員たる組合員の意思に基づき行われており、事業の目的、内容、事業の拡がり等さまざまであり、それぞれの運営実態に応じて必要な法規制が行われている。</p> <p>セーフティーネットのコスト負担については、その負担によってセーフティーネットの利益を享受するものであり、負担の有無のみで論ずるのは適当でない。</p>					5072030	欧州委員会(EU)	11

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z1000018	共済に対する規制の強化(民間競合会社との同スタンダードの確立)	5071	5071082	米国	11	共済に対する規制の強化(民間競合会社との同スタンダードの確立)		共済と民間競合会社間の公正な競争確保のため、すべての共済事業者に民間と同一の法律、税金、セーフティネットのコスト負担、責任準備金条件、基準及び規制監視を適用することを提言する。		共済は、民間と直接競合する各種の保険商品を提供し、日本の保険市場において相当なマーケットシェアを有している。管轄省庁が規制をしている共済もあれば、(例えば、農林水産省は農業共済を規制している)全く規制をされていない(根拠法のない)共済もある。根拠法のない共済に対する弱い規制制度は、日本政府の健全かつ透明な規制環境を企業並びに保険契約者に提供する能力を損なうものであり、また、共済がビジネス、規制及び税の観点から民間の競合会社に対し大幅に有利に立つ要因となっている。		総務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省	
z1000018	(上記の続き) 共済に対する規制の強化(民間競合会社との同スタンダードの確立)	5071	5071082	米国	12	(上記の続き) 共済に対する規制の強化(民間競合会社との同スタンダードの確立)						総務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省	
z1000018	共済に対する規制の強化(民間競合会社との同スタンダードの確立)	5072	5072030	欧州委員会(EU)	11	簡保並びに共済への民間保険会社と同様の規制制度の適用		簡保と共済には、免許を受けた民間保険会社に適用されるのと同じ規制制度が適用されるべきであり、新たな引き受け活動を展開するために規制上および税制上の特典を利用することを慎むべきである。		日本の規制改革に関するEU優先提案(2003年10月16日 駐日欧州委員会代表部) 1.5.1.金融サービス/保険部門による。		総務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z1000018	(上記の続き) 共済に対する規制の強化(民間競合会社との同一スタンダードの確立)	(上記の続き) ・農業協同組合及び農業協同組合連合会の共済事業に関する指導監督等に当たったの留意事項について(平成15年5月20日付け15経営第894号農林水産省経営局長通知) ・水産業協同組合法(昭和23年法律第242号) ・水産業協同組合法施行規則(昭和58年農林水産省令第45号) ・水産業協同組合法施行規則の規定に基づき、農林水産大臣が定める再保険契約の内容の条件を定める件(農林水産省告示第1927号) ・水産業協同組合共済事業制度の運用について(昭和59年1月23日59水漁第66号水産庁長官通知)										5072030	欧州委員会(EU)	12
z1000020	森林バイオマスエネルギー供給に係る国有林の間伐材の譲渡の特例の容認	会計法、予算決算及び会計令、国有林野事業特別会計法施行令	国が随意契約を行う場合には、相手方、用途に制限があり、会計法(昭和22年法律第35号)において限定しているところである。国有林野事業特別会計における立木の販売については、国有林野事業の経営上必要な措置として、一般会計における場合よりも広く随意契約によることができる場合について、国有林野事業特別会計法施行令(以下「施行令」といふ)第27条の4において、次のとおり規定している。1 森林の一部の立木の伐採に際し、残余の立木の保護その他当該森林の保護上伐採に特殊の技術を必要とする場合において、当該森林の立木を直接にその特殊の技術を有するものに売り払うとき、2 国有林野の所在する地方において素材生産又は製材若しくは木工を主たる業務とする地元の事業場又は工場で、当該国有林野の経営と相互に密接な関係を有するものを保護する必要がある場合において、当該国有林野の立木を素材生産用、製材用又は木工を営む者に売り払うとき、	d	-		本事案については、施行令第27条の4第1号に基づき、例えば間伐木の伐採に特殊技術を有する者(バイオマス発電を行う第三セクターでも可能)に対しては従来から随意契約で立木を売り払うことは可能。また、施行令第27条の4に基づき、随意契約で立木を売り払う対象となった素材生産業者と第三セクターが取引協定を締結することにより、安定的に資材は供給されることになると考えている。	回答では従来から随意契約での対応が可能であるとのことだが、要望内容は現行制度の解釈上実際にバイオマス発電を行う第三セクターが対象となるだけでなく、早急にその実現が可能となることを求めるものである。この点について早急に検討し措置されたい。また、併せて、具体的な手順や要件など対応策を改めて示されたい。	d	-	森林バイオマス発電を運営する第三セクターに随意契約を通じて資材を提供することについては、第三セクターが自ら素材生産を行う場合は、国(国有林野事業)と直接素材の安定取引に関する協定を結び、また、第三セクターが素材生産過程を素材生産業者に委ねる場合は、国(国有林野事業)と素材生産業者、第三セクターの三者が上記協定を結び、当該協定に基づいて随意契約により資材を提供することとなる。	5020002	岩手県金ケ崎町	11
z1000020	(上記の続き) 森林バイオマスエネルギー供給に係る国有林の間伐材の譲渡の特例の容認		(上記の続き) 3 国有林野の管理経営に関する法律(昭和26年法律第246号)第17条の2の契約をあらかじめ公示した予定価格をもって締結するとき。ただし、施行令第27条の5において、随意契約によろうとするときは、予め財務大臣に協議しなければならない」との規定があり、当該協議にて買受者について随意契約の適格性が認められる必要がある。									5020002	岩手県金ケ崎町	12

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z1000018	(上記の続き) 共済に対する規制の強化(民間競合会社との同スタンダードの確立)	5072	5072030	欧州委員会(EU)	12	(上記の続き) 簡保並びに共済への民間保険会社と同様の規制制度の適用						総務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省	
z1000020	森林バイオマスエネルギー供給に係る国有林の間伐材の譲渡の特例の容認	5020	5020002	岩手県金ヶ崎町	11	森林バイオマスエネルギー供給に係る国有林の間伐材の譲渡の特例について		国有林が存する市町村が構成員となる第三セクターが行う森林バイオマス発電の資材として供給する場合に限り、国有林の間伐材について、当該第三セクターを随意契約の相手方とする規定を加え、優先的に譲渡できる特例措置を講じようとするもの。	第三セクターが森林バイオマス等ガス化プラントを建設し、そのガスを燃料として供給し、若しくは発電施設の併設によって電力として特定需要者に供給しようとするものであります。 特定事業者とは当面、市町村が有する公共施設や市町村等が造成販売した工業団地内企業等を想定するものである。 多くの市町村にとって公共施設の電気、暖房に係る経費の捻出並びに公有林の有効活用について課題となっているものと思われれます。こうした実情を踏まえ、その課題解決の選択肢の一つとして森林バイオマスを活用した新エネルギーの導入を促進し、将来的には技術革新による低廉な電気の使用を目標とするものであります。	地球温暖化に対する対応が求められている中、温暖化対策に有効とされている森林資源の活用が課題となっています。日本の森林面積は平成14年度において2,512万ヘクタールであり、その3分の1が国有林で占められており、市町村有林は約6%に過ぎない状況となっております。 このような状況下、国土交通省では「森林吸収源10ヶ年対策」の柱の一つに木材、木質バイオマスの利用促進を掲げており、今後市町村としても地域に有する森林資源の有効活用を図っていくことが必要との認識にあるところです。 当該事業の課題として森林資源の収集・運搬・育成があげられます。この課題解決には当該事業が先駆的な事業であることから、まずはもって公有林を活用し、順次民有林の活用へと拡大すべきと考えます。	国有林野事業特別会計法 施行令第27条の4第1号	農林水産省	
z1000020	(上記の続き) 森林バイオマスエネルギー供給に係る国有林の間伐材の譲渡の特例の容認	5020	5020002	岩手県金ヶ崎町	12	(上記の続き) 森林バイオマスエネルギー供給に係る国有林の間伐材の譲渡の特例について		(上記の続き) 森林バイオマスの活用による電力発電の分野は新しく、現在、その技術的な研究、実証実験が繰り返されているところであり、がしかし、課題となっているのが、発電に必要なエネルギー源の森林の確保(低コストによる供給確保)であり、設備の低コスト化であります。 森林バイオマスのガス化事業は、単に電力供給のみでなく水素生産も可能であることから、水素エネルギー社会の構築の礎となる可能性も大であります。森林資源は循環型社会の構築に適合し、森林国の日本の地域特性に応じた特区構想も全国的に普及するものと思われれます。	(上記の続き) 森林資源の活用のネックである供給体制確立のため、日本の森林資源の多くを有する国有林の間伐材の有効活用を必要とするものであり、当該市町村内に有する国有林の間伐材の譲渡を優先的に確保できるよう事業環境の確立を目指すものであります。 当該事業が全国規模で取り組まれることによって、地球温暖化対策の効果がより一層高まり、さらに化石燃料依存型社会から脱却し資源循環型社会への移行とつながることが期待できます。		農林水産省		

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z1000021	土地改良区が行える事業範囲の拡大	土地改良法 第十五条	土地改良区は、その地区内の土地改良事業及び当該土地改良事業に附帯する事業を行うことができる。	c(個別の事案によつては、d)	土地改良区は、土地改良事業の施行を目的として設立される法人であり、当該事業の土地・水のつながりにより一定地域全体の農地を対象にしなければならないという性格から、土地改良法上、事業施行について当該地域内で事業参加資格を有する農業者等の3分の2以上の同意を得、都道府県知事の認可を受けて設立がなされると、不同意者も含めて事業参加資格者全員が「組合員」となる強制加入制が採られ、かつ、事業実施に必要な費用については組合員への賦課金によることを前提に、滞納者に対する強制徴収権も付与されているところである。 このように土地改良区は土地改良事業の性格に基づく強い公共的性格・権能を持つ法人であることから、その業務の範囲は、土地改良事業の適切かつ安定的な実施を確保する観点から、こうした土地改良区の権能の下で行うことが不可欠な土地改良事業及びこれに附帯する事業に限定されているものである。			回答では土地改良区の強い公共的正確を根拠に対応不可とされているが、要望内容は実際に実施可能な付帯事業の範囲を明確にし、それを周知徹底することを求めているものである。 少なくとも現行制度で可能な事業は何なのか、それを確定するための具体的な手順や要件を示されるとともに、その内容を周知されたい。	d	土地改良区が行うことのできる付帯事業の範囲については、主たる土地改良事業に必要又は有益な事業であつて、かつ、これに従たる事業であることが必要であると解しているところであり、このような趣旨の下で行う自家発電、水源涵養林の育成、土地改良施設の他目的使用等が付帯事業に該当することについては、これまで土地改良法解説等においても示されているところである。 しかしながら、個別具体の事業が各土地改良区において付帯事業に該当するかを網羅的に判断することは、当該土地改良区が行う土地改良事業の状況、地域の実態等によってそれぞれ異なることから、あらかじめこれを一律に確定することは困難である。このため、具体的に付帯事業に該当するかどうかの判断については、付帯事業を実施しようとする場合には定款変更の認可を必要とすることから、一義的には認可権者たる都道府県知事の判断に委ねられているところである。	5113003	新潟県	11	
z1000021	(上記の続き) 土地改良区が行える事業範囲の拡大				(上記の続き) ご提案の、「農地の保全及び農村環境の向上に関する業務及び土地改良区相互の機能を補完する業務」については、具体的規制改革要望内容及び具体的事業の実施内容から判断すれば、これらの業務が土地改良区が行うべき土地改良事業に密接に関連する事業であるとは一概にはいえないことから、これを一律に土地改良区が行うことのできる事業として規定することは困難である。 また、土地改良区の持つ知見の活用は、土地改良区自体の業務を拡大しなければできないというものではなく、それぞれの実施主体との適切な役割分担の下で、密接かつ的確な連携協力を行っていくことが必要であり、効果的であるとも考えられる。 なお、ご提案の業務については、個別の事案によっては、土地改良区が行う土地改良事業に密接に関連する事務もあるものと考えられることから、個別の事案に即して付帯事業に該当するかどうかを判断するべきものとする。			(上記の続き) したがって、本件については基本的に都道府県知事の判断が尊重されるべきものと考えられるが、仮に都道府県知事が判断に苦慮する個別具体の事案が生じた場合には、制度の円滑な運用に資するため、照会等に応じて適宜必要な技術的助言等を行って参りたい。 なお、以上の内容については、都道府県担当者に対する周知徹底を図って参りたい。	5113003	新潟県	12			
z1000022	農業体験に係る補助事業における補助金交付要件の一本化	農業経営総合対策推進事業(新規就農促進総合支援事業)要領(別表1事業種類の欄の2の関係(別記13))及び総合食料対策事業要領(別表3の6の関係(運用2のイ))		e	e:食育で行っている体験学習は、食の安全、食の選び方や組み合わせ方を教えることにより、食について関心を持ち、自ら考える習慣を身につけることを目的としており、その内容は味覚を身につける体験、加工及び調理等の食に関する体験となっている。一方、農業・農村体験学習は、農作物の生産等の体験活動を通じて子どもたちの農業に対する理解と関心を深めるとともに、自ら学び自ら考える力(生きる力)を培うことを目的としており、その内容は、農作業の一部又は全部の体験、都市部の子どもの農村地域に滞在して行う農業・農村体験等となっている。よって、両者の事業は目的及び内容が異なるため、事業の一本化にはなじまらず、仮に一本化したとしても事業の効率化にはつながらないとする。			回答では事業目的及び体系が異なることを根拠に一本化になじまないとしてされているが、要望内容は具体的などの補助要件が一本化になじまないものかを求めているものである。 その内容及び理由を示されたい。	e	それぞれの実施要領に定める事業目的及び事業内容が異なる事業であるため、一本化にはなじまない。それぞれの事業目的をご理解いただき事業を選択し、また、必要ならば併用していただきたい。	5119011	長野県	11	
z1000023	国際基準との整合化の推進	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(JAS法)	JAS法に基づく登録(外国)格付機関又は登録(外国)認定機関となるための要件については、法律に経理的基礎及び業務の公正な実施のための基準が規定されているほか、法律に基づき農林水産大臣が設備・人員等の基準を定めている。 参考：JAS法第16条第2項(第17条の6第2項、第19条の6の2第2項及び第19条の6の4第2項により準用される場合を含む)	d	-	JAS法については、現在、国際基準との整合化を図りつつ制度の運用を行っているところである。					5072055	欧州委員会(EU)	11	

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z1000021	土地改良区が行える事業範囲の拡大	5113	5113003	新潟県	11	土地改良区が行える事業範囲の拡大		土地改良法第15条に規定する土地改良区が行うことのできるに、農地の保全及び農村環境の向上に関する業務及び土地改良区相互の機能を補完する業務」という項を追加する。	土地改良区内の公共事業目的で買収され事業着手まで放置される農地及び遊休農地等の管理業務受託 地方公共団体や自治会等から委託される農村環境の向上に係る事務の受託(農村環境整備事業等により設置した集会場等の公的施設の維持管理等) 水系を同じくする土地改良区の換地業務の受託	土地改良区が行える事業については、土地改良法第15条に基づき、土地改良事業及びその付帯事業として限定されている。このことから、土地改良区が持つ機能を活用して地域に貢献したいという要望があるにもかかわらず、できない状況にある。米政策改革及び市町村合併により、市町村の範囲が拡大化することにもない、地域密着型の公的組織の持つ人材、能力を有効に活用して農地の保全、行政事務の補完的業務を行うことは社会的、経済的に好ましく、公共の利益にも合致する。	土地改良法第15条	農林水産省	詳細説明書
z1000021	(上記の続き) 土地改良区が行える事業範囲の拡大	5113	5113003	新潟県	12	(上記の続き) 土地改良区が行える事業範囲の拡大						農林水産省	
z1000022	農業体験に係る補助事業における補助金交付要件の一本化	5119	5119011	長野県	11	農業体験に係る補助事業		農業体験に係る補助金交付要件に係る全国的な規制緩和	次代を担う子どもたちに対する農業体験・農作業体験を実施するに当たり、農林水産省の総合食料局では部分的な農業体験を認め、経営局では通年の農作業体験を補助金交付要件とするなど、同省内の各局により交付要件が異なっているため、一本化する。	農業体験要件の一本化により、効率的な事業導入が推進される。	農業経営総合対策推進事業(新規就農促進総合支援事業)要領(別表1事業種類の欄の2の関係(別記13))及び総合食料対策事業要領(別表3の6の関係(運用20イ))	農林水産省	
z1000023	国際基準との整合化の推進	5072	5072055	欧州委員会(EU)	11	国際基準との整合化の推進		日本の関係省庁が規制手続きを簡素化しより多くの国際基準および性能規格を参照し、適合評価機関承認の基準について、(外国の試験・検査機関の無差別化を含み)ISO/IEC基準と慣行との調和を図ることを要望する。		「日本の規制改革に関するEU優先提案」(2003年10月16日 駐日欧州委員会代表部) 2.2.1.国際基準の促進 / 外国試験・検査機関の承認 による。		総務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z1000024	外国の適合評価機関の指定に関する情報の明示	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(JAS法)	JAS法に基づく登録外国格付機関又は登録外国認定機関となるための要件については、法律及び法律に基づき農林水産大臣が定めた基準(告示)として公示しているところである。	d	-	JAS法に基づく登録外国格付機関又は登録外国認定機関となるための要件については、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」(平成14年3月29日閣議決定)の「公益法人に対する国の関与等を透明化・合理化するための措置」に基づき、農林水産省関係の検査等の委託に係る基準として農林水産省ホームページに掲載しているところである。						5072056	欧州委員会(EU)	11
z1000026	EUにおける動植物製品の単一市場の存在の容認		EU、各加盟国に発生する動植物の伝染性疾病・病害虫の種類及び発生状況が異なっていること 検査業務は各加盟国の検査当局が行っており、統一規則が制定されているとはいえず、各国の検査体制及びその技術水準が均一ではないことから、我が国の各国に対する検査上の要件もそれぞれの状況に応じて設定している。	c	-	EUの要望がEU域内を一つの検査単位として取り扱い、ある加盟国で認められた検査措置を他の加盟国にも自動的に認めるべきとの主張であれば、 EU、各加盟国に発生する動植物の伝染性疾病・病害虫の種類及び発生状況が異なっていること 各国の検査体制及びその技術水準が均一ではないこと から、EUを一つの検査単位として扱い、加盟国ごとに現在認めている各措置をそれ以外の加盟国に自動的に認めることは、新たな動植物の伝染性疾病・病害虫の侵入防止を図る観点から適当ではないものと考えている。さらに、当該要望は、両国植物検査当局間で科学的根拠及びデータに基づいた技術的な協議により問題解決を図る必要があり、従来どおり日・EU規制改革対話の専門家会合等の場で協議を行うことが適当と考えている。						5072064	欧州委員会(EU)	11
z1000027	JASおよびJISにおける登録外国認定機関となるために必要な手続の簡素化、迅速化	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(JAS法)	登録外国認定機関の登録を受けようとする者(日本農林規格制度と同等の水準にあると認められる格付制度を有している国で省令で定めるものに限る。)は、手数料を納付して農林水産大臣に申請することとなっている。	d	-	外国の機関を登録外国認定機関として登録するには、まず、当該国がJAS制度と同等の格付の制度を有しているかについて審査を行う必要があり、現在EU域内からはオーストリア、ドイツ及びフィンランドから申請を受けている。これらの国に対し日本側としては、提出された資料について質問を行い、その回答を待っているところであり、日本側、申請国の双方が協力しながら迅速に対応すべきと考える。						5072059	欧州委員会(EU)	11
z1000028	JASに係る手続の簡素化等	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(JAS法)	外国製造業者は登録認定機関又は登録外国認定機関に申請し、認定を受けて日本農林規格の格付けを行い表示している。	d	-	ホルムアルデヒドによる建設資材について、すでにJAS制度上、EUを含む欧州の製造業者を認定できる登録認定機関(5機関)に対して申請し、認定を受けた認定業者がJASマークの付与を行うことが可能となっている。なお、これらの登録認定機関に対する個別の申請について具体的な問題があれば随時御相談頂きたい。						5072058	欧州委員会(EU)	11
z1000029	食品品質表示基準の統一	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律 加工食品品質表示基準 生鮮食品品質表示基準 等	一般消費者向けのすべての食品について、JAS法に基づく告示(生鮮食品品質表示基準、加工食品品質表示基準等)により、生鮮食品については名称及び原産地等、加工食品については名称、原材料名、賞味期限等を義務づけている。 都道府県などにおいては、これらの基準で規定されていない事項について、都道府県等の判断により、表示の基準等を定め、事業者に対し表示を求めている。	c	-	JAS法に基づく食品の品質表示制度は、一般消費者の選択に資する観点から、国際的な表示ルールとの整合を図りつつ、食品の種類別に表示すべき事項等を内容とする品質表示基準を定めているところであるが、都道府県等が住民福祉の向上等の観点から条例により独自の基準等を定めることは、地方自治に基づく当該都道府県等の判断によるものと考えている。						5015017	日本チェーンストア協会	11

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z1000024	外国の適合評価機関の指定に関する情報の明示	5072	5072056	欧州委員会 (EU)	11	外国の適合評価機関の指定に関する情報の明示		外国の適合評価機関の指定を認めているすべての法律に関して、包括的な情報の提供を望む。その情報は、使いやすい形式で作成されることを望みたい。すなわち、承認指定に関する日本の基準と該当するISO/IEC基準を対応する形でリストにまとめ、ISO/IEC基準に対して追加的な日本の要件が明確にわかるようにされたい。そのような重要な情報が確実に公表されるひとつの方法は、日本政府が、(i)所轄大臣が外国の適合評価機関を承認できることを規定する法律あるいは施行令、(ii)適合評価機関の承認に適用される基準、(iii)当該基準のISO/IEC基準 / ガイドラインとの整合性の度合いを一挙に示したデータベースを作成することである。		日本の規制改革に関するEU優先提案「2003年10月16日 駐日欧州委員会代表部」 2.2.1.国際基準の促進 / 外国試験 検査機関の承認 による。		総務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省	
z1000026	EUにおける動植物製品の単一市場の存在の容認	5072	5072064	欧州委員会 (EU)	11	EUにおける動植物製品の単一市場の存在の容認		EUは、地域主義に関して欧州レベルで取られた法的な決定を信頼し、EUからの産品に対して輸入措置を適用する場合は、これらの決定によって承認された疾病・害虫のない地域を考慮に入れることを要請する。地域主義に関するEUの措置は、国際獣医事務局(OIE)、コーデックス(CODEX)および欧州・地中海植物防疫機構(EPPO-European and Mediterranean Plant Protection Organization)の国際基準に十分に整合する。各加盟国による15(近い将来25)の個別の承認を必要とすることは、排除されなければならない。		日本の規制改革に関するEU優先提案「2003年10月16日 駐日欧州委員会代表部」 2.3.3.国際基準の促進 / 食品安全および農産物 / 地域主義 - 動植物製品に関してEUを単一市場と認証すること による。		農林水産省	
z1000027	JASおよびJISにおける登録外国認定機関となるために必要な手続の簡素化、迅速化	5072	5072059	欧州委員会 (EU)	11	JASおよびJISにおける登録外国認定機関となるために必要な手続の簡素化、迅速化		JAS およびJIS規則のもとで登録外国認定機関(RFCO)となるために必要な手続を簡素化・加速化すること。		日本の規制改革に関するEU優先提案「2003年10月16日 駐日欧州委員会代表部」 2.2.2.国際基準の促進 / 建築基準 建築材料のホルムアルデヒド発散基準 による。		農林水産省 経済産業省	
z1000028	JASに係る手続の簡素化等	5072	5072058	欧州委員会 (EU)	11	JASに係る手続の簡素化等		JASの製造過程承認にかかわる申請の手続きを簡素化かつ加速化し、欧州の製造業者自身によるJASマークの付与を可能にすること。		日本の規制改革に関するEU優先提案「2003年10月16日 駐日欧州委員会代表部」 2.2.2.国際基準の促進 / 建築基準 建築材料のホルムアルデヒド発散基準 による。		農林水産省	
z1000029	食品品質表示基準の統一	5015	5015017	日本チェーンストア協会	11	食品品質表示基準の統一		・食品に関する地方条例に基づく品質表示基準の廃止又は国レベル基準との一体化 ・改正JAS法等による国レベルでの品質表示基準が整備されたことにより、地方レベルでの品質表示基準は、その地方の特産物表示等に関するものは別として、必要性は乏しく、逆に自治体特有の上乗せ規制が企業の広域的で自由な経済活動が経済活動の阻害となる場合がある。 ・国政レベルで定められた法律を根拠とする基準のある事項については条例規制の廃止、もしくは国レベルの基準と同等にすべきである。	・消費者保護基本法に基づく自治体の消費者保護行政の一環として、種々の食品について独自の品質表示基準を制定している自治体が大消費圏を中心に多々ある。 ・この独自基準の中に、国の基準への上乗せ等で自治体間で異なる。 <例> カット野菜・カットフルーツの日付に関する表示基準 (国) 消費期限 (東京) 消費期限 加工年月日 (大阪、神戸) カットフルーツのみ表示義務消費期限、加工年月日	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律 ・食品衛生法	農林水産省 厚生労働省		

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z1000030	JAS法による玄米 精米の表示制度の見直し	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律 (昭和25年法律第175号) 第19条の8、 玄米及び精米品質表示基準 (平成12年3月31日農林水産省告示第515号) 第3条から第5条、 農産物検査法 (昭和26年法律第144号) 第11条、 農産物規格規程 (平成13年2月28日農林水産省告示第244号) 第1の2の(2)	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律 (JAS法) では、農産物検査法に基づき銘柄検査を受けた米だけが、産地、品種、産年の表示ができる。栽培する都道府県の産地品種銘柄として設定されている品種のみが銘柄証明される。産地品種銘柄でない品種は、銘柄証明はなされず、産年及び等級証明のみがなされることとなり、精米段階でのJAS法に基づく表示は「産国産産その他うるち米100%」などとなる。産地品種銘柄の設定は、各都道府県ごとに都道府県、生産者団体、実需者団体等と農政事務所が協議し、その協議結果を尊重して決定している。	a	d	現行制度となった13年度以降、新たに39銘柄が新規に産地品種銘柄に設定されている。このうち5年間の検査数量が50トン未満が20銘柄、5トン以下でも7銘柄あるなど現在でも小ロット品種も多数新規で設定されている。 しかしながら、米政策改革の下、多様な消費者ニーズに応えた「売れる米づくり」を目指す産地の取組みにより沿った対応するため、16年度産米以降の銘柄設定に関する各都道府県協議の進め方について、次を指導する。 新規銘柄設定要望の聴取の仕組みの明確化 (実際に新規の銘柄設定を要望する者の提出書類、提出先 (農政事務所) 提出期間) 実際に新規の銘柄設定を要望する者の会議への出席 会議の透明性の確保 (会議の開催の公表、議事の公開) さらに、17年度産から直接農政事務所が新規設定の申請を受付けた上、有識者の意見を聴いて銘柄設定をする仕組みを導入することとする。 これらにより、新品種や小ロット品種の米について産地品種銘柄の設定が一層容易になされるものと考えている。			a, d	現行の産地品種銘柄の設定は、各都道府県ごとに都道府県、生産者団体、実需者団体等、農政事務所が協議し、その協議結果を尊重して決定している。 今後は、米政策改革の下、多様な消費者ニーズに応えた「売れる米づくり」を目指す産地の取組みにより沿うとともに、機動的な対応とするため、以下のような方式に変更することとする。 16年度については、国内産農産物銘柄設定等申請要領に基づき行っている各県の協議について、新規銘柄設定要望の聴取の方法を公示 (掲示) や農政局のHP掲載を通じた周知により、新規の銘柄設定を要望する者が要望し易い環境作りを行った。また、協議のための会議への出席については、従来、行政や生産者団体、実需者団体等の代表者が出席することが多かったが、実際に新規の銘柄設定を要望する者の出席や議事の公開により透明化にするよう指導を行った。 さらに、17年度産からについては、16年度中に要領を見直し、直接農政事務所が新規設定の申請を受付けた上、有識者の意見を聴いて銘柄設定を行う仕組みを導入することとし、新たな要領を生産者団体、実需者団体の他関係団体に幅広く通知するとともに、農林水産省総合食料局のHP等に掲載することにより広く周知を図り、銘柄の要望をし易い環境作りを努めることとする。	5021278	社団法人日本経済団体連合会	11	
z1000031	SPS認証の迅速化		我が国未発生で我が国に侵入した場合、農業生産に著しい被害を及ぼす重大病害虫の発生国からの当該病害虫の寄主植物の輸入は、植物防疫法に基づき禁止している。輸入解禁のためには、輸出国側より重大病害虫の侵入防止措置 (殺虫処理、病害虫無発生地域等) が開発され、その有効性が日本側植物検疫当局により確認される必要がある。	e	-	提出された技術データの検討は速やかに行い、回報しており、EUが指摘するよう不当に手続きを遅延させていることはない。						5072065	欧州委員会 (EU)	11
z1000032	日本農林規格 (JAS) に係る運用等の見直し	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律 (JAS法)	JAS法では、全ての品目について、5年以内に見直しを行うこととなっている。 JAS規格に同等の性能を有する樹種等が使用できる旨の規定があるが、それを認めるプロセスが定められていない。 それぞれの品目毎に見直しの検討を行うのに必要な者を任命し参加いただいている。 品目毎に決められた期間毎に格付の検査を行うこととなっている。	d	-	規格の見直しについては、現在5年毎に見直しを行っているが、社会的ニーズの高いものについては、5年毎の見直しと別に対応することとしている。 同等の性能を有する樹種等を認めるためのプロセスの検討を行っているところである。 今までも、必要に応じJAS調査会部会の正式な委員として参加いただいでおり、今後もこれまで同様必要に応じ参加いただくこととしているが、そもそもJAS調査会の委員には品目毎に専門的な知見を有する者を任命することとしており、特定国の者であることを理由に任命を行うことは公平性を害すると考えている。 ホルムアルデヒドの放散量については、社会的に関心が高いこと、また、規格改正の検討の際使用者側から、試験頻度を緩和することに抵抗があるとの意見があったことから、緩和について議論することは適当ではないと考えている。			b, c, c		5074022	カナダ	11	
z1000033	ペットフード原料としての牛以外の動物由来の内臓加工品 (嗜好性物質) の輸入の解禁	動物性加工たん白 (肉骨粉等、飼料となる可能性のあるもの) の緊急輸入一時停止措置について (平成13年10月1日付け13生畜第3326号農林水産省生産局長通知)	平成13年に我が国においてBSE感染牛が確認されたことから、平成13年10月1日付けで肉骨粉等、飼料となる可能性のあるもの緊急輸入一時停止措置全ての国及び地域からの動物性加工たん白の輸入を一時停止している。	b		対象国から輸入される動物性加工たん白の安全性が確認されれば対応可能		回答では対象国から輸入される動物性たん白の安全性が確認されれば対応可能とのことだが、 要望内容は一般的に安全性が確認されなくとも輸入者からの加工記録の提出及び残さの処理の提出等の報告があれば輸入できることを求めているものである。 当該措置のみでは不十分な理由を示されたい。	b	ペットフード原料を含む動物性加工たん白の輸入に関しては、交差汚染の恐れがあり、家畜用飼料として転用される可能性があることから全ての国、地域からの輸入を停止している。動物検疫は家畜の伝染病を拡げるおそれの有無について輸入検査を実施し、その結果、ひろげるおそれがないということを確認した上で輸入検査証明書を発行し、輸入を認めるものである。安全性が確認されないものについて輸入を認めることは現行制度上不可能である。	5021279	社団法人日本経済団体連合会	11	

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z1000030	JAS法による玄米 精米の表示制度の見直し	5021	5021278	社団法人日本経済団体連合会	11	JAS法による玄米 精米の表示制度の見直し【新規】		新品種や小ロット品種の米についてはJAS法表示制度の適用除外とするか、あるいはJAS法表示制度が適用される場合であっても産地品種銘柄の認定が容易になされるように措置すべきである	民間育成品種や中央農業総合研究センターによる低蛋白米「春陽」など個性のある品種が多数あるにもかかわらず、その品種名で販売することができず、消費者や米卸などの実需者に対して十分な情報提供ができない。このような状況は、多様な消費者ニーズに応えた売れる米作りを目指す米政策改革大綱の趣旨に反している。	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(JAS法)では、農産物検査法に基き銘柄検査を受けた米だけが、産地・品種の表示ができることとされている。銘柄検査を受けるためには、栽培する都道府県の産地品種銘柄として設定される必要がある。産地品種銘柄でない品種は、銘柄検査を受けることができず、等級検査のみを受け、表示は「年産国内産その他うるち米100%」などとなる。産地品種銘柄として認定される要件は都道府県によって異なるが、小ロットの品種の認定については、関係団体を經由しなければならず、また、時間もかかる。	農林水産省		
z1000031	SPS認証の迅速化	5072	5072065	欧州委員会 (EU)	11	SPS認証の迅速化		日本が、特にいくつかの未解決の現要望(スペイン産のクレメンティーナとサルステイアーナ、フランス産の林檎、イタリア産果実と野菜<特にオレンジのタロコ種>およびベルギー産トマトなど)に関して不当に遅延することなく輸入要請の手続きを進めることをEUは要望する。SPS認証は、今後速やかに、遅滞なく行われるべきである。	「日本の規制改革に関するEU優先提案」(2003年10月16日 駐日欧州委員会代表部)	2.3.4.国際基準の促進 / 食品安全および農産物 / 生鮮果実および野菜の輸入を承認する規制手続による。	農林水産省		
z1000032	日本農林規格(JAS)に係る運用等の見直し	5074	5074022	カナダ	11	日本農林規格(JAS)に係る運用等の見直し		複合製品の規格など、新しい技術が急速に進歩している分野の規格の見直しをより頻繁に行う。 JAS111の下で製材の樹種の同等性を決定するための基準を作成する。 JAS規格審議会部会へのカナダの正式な委員としての参加を確認する。 一定して低水準が実証された製品について、ホルムアルデヒド試験の頻度を低減する。	上述の通り、カナダは農林水産省による外国登録付および認証機関に関する変更を歓迎いたします。また、規格の定期的見直しに力を尽くしておられるので有益な成果が生まれています。しかし、いくつかの未解決の課題が残されています。例えば、ジャックパインのような樹種は、JAS111に個別に記載されておらず、農林水産省は同等性の基準を最終的に決定していません。新しい製品や技術が急速に発展しており、主要な問題が未解決な分野では、5年毎の固定的見直しでは硬直的過ぎます。ある規格に関しては、カナダの製造者が重要な関わりをもっているにも関わらず、カナダはつい最近、JAS規格審議会部会に正式な代表を出しましたが、この地位を確かなものとするよう要請致します。 カナダは日本に以下の事柄を強く要請致します。		農林水産省		
z1000033	ペットフード原料としての牛以外の動物由来の内臓加工品(嗜好性物質)の輸入の解禁	5021	5021279	社団法人日本経済団体連合会	11	ペットフード原料としての牛以外の動物由来の内臓加工品(嗜好性物質)の輸入解禁【新規】		ペットフードの原料に供される肉骨粉等(牛以外の動物由来の内臓加工品(嗜好性物質))について、家畜用飼料への誤用・流用防止等の措置が確実に講じられる場合には(例えば、輸出国政府機関発行の検査証明書(嗜好性物質)の添付、動物検疫所家畜防疫官による加工処理施設の指定、輸入者からの加工記録等の提出及び加工工程上生じる残さの処理並びにその報告を義務づけることにより)、輸入一時停止措置の対象から除外すべきである。	国産のペットフード用の肉骨粉等の取扱いについては、「ペットフード用及び飼料用の肉骨粉の当面の取扱いについて」(平成13年11月1日付け13生畜第4104号)により、ペットフード原料用の豚・馬及び家禽のみに由来する肉骨粉等の製造及び工場からの出荷、豚・馬及び家禽のみに由来する肉骨粉等を含むペットフードの製造及び工場からの出荷について一時停止措置が解除されている。しかし、国産の豚・馬及び家禽のみに由来する肉骨粉等の価格が高く、ペットフード原料としては輸入品に依存せざるを得ないが、現在、輸入一時停止措置が講じられており、これらを原料とすることが事実上不可能である。	家畜伝染病予防法 動物性加工たん白(肉骨粉等、飼料となる可能性のあるもの)の緊急輸入一時停止措置について(平成13年10月1日付け13生畜第3326号農林水産省生産局長通知)	農林水産省	平成13年9月、わが国において牛海綿状脳症が発生したことに伴い、ペットフードの原料に供される肉骨粉等も含め、飼料に供される可能性のある動物性加工たん白について、13年10月1日付け13生畜第3326号農林水産省生産局長通知により全ての国及び地域を対象として輸入一時停止措置が講じられている。ただし、輸入時において既に製品化され明らかに家畜の飼料として転用される可能性のないものは輸入一時停止措置の対象から除外されている。	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z1000033	(上記の続き) ペットフード原料としての牛以外の動物由来の内臓加工品(嗜好性物質)の輸入の解禁											5021279	社団法人日本経済団体連合会	12
z1000034	地方競馬全国協会畜産振興事業に係る補助事業選定基準の緩和	地方競馬全国協会畜産振興事業補助実施要綱第2及び実施細則	地方競馬全国協会畜産振興事業は、地方競馬の収益金の一部を活用し、地方公共団体の行う畜産振興諸施策を補充することを目的として、地方競馬全国協会が自ら実施要綱、実施細則を定めて実施している補助事業である。 なお、地方競馬全国協会の主体的な判断として都道府県等が積極的に推進する事業であることを選定に当たっての重要事項としているものである。	f	-		当該要望は、補助事業に関することであり、規制改革要望としては不相当であると考え。 そもそも、当該事業は、地方競馬全国協会が自らの判断で実施している畜産振興事業であり、国が行う事業ではない。 なお、当該事業は、地方公共団体の畜産振興諸施策を補充することを目的として実施しているものであることから、実施主体である地方競馬全国協会の主体的な判断として都道府県等が積極的に推進する事業であることを選定に当たっての重要事項としているものである。					5119016	長野県	11
z1000035	南半球産サラブレッド競争馬に係る負担重量の見直し	競馬法施行令第16条第3号 日本中央競馬会法第8条第1項第1号	馬は季節繁殖であり、日本では2月から5月生まれが殆どであるのに対し、南半球では半年遅れて生まれている。このため、北半球生まれ、南半球生まれが混在する競走においては、生まれ月の差を補正するため、負担重量の調整が行われている。	c	-		南半球産馬の負担重量については、過去に豪州から提出された要望を踏まえ、平成15年1月に、世界の主要な競馬施行団体が加盟する「国際競馬統括機関連盟」において締結されている国際協約に準拠して、国際的水準へ見直しを行ったばかりであり、まずは当該見直しを適切に運用していくことが肝要である。 したがって、今回の要望に対する措置は困難である。					5073003	オーストラリア	11
z1000036	優先出資の自己取得等の緩和	優先出資法第27条第1項、商法第210条	協同組織金融機関は、優先出資の消却のためにする時、協同組織金融機関の権利の実行にあたりその目的を達するために必要な時その他政令で定めるやむを得ない事情がある時を除き、自己の優先出資を取得し、又は質権の目的とし発行済優先出資の総口数の20分の1を超える口数の自己の優先出資を受けることはできない。	b		農林中央金庫の優先出資の自己取得に係る規制緩和については、自己資本維持の観点から、協同組織金融機関の経営面・実務面のニーズを十分に把握した上で慎重に検討する。		「本件については、自己資本維持の観点を踏まえ、協同組織金融機関のニーズを把握した上で、慎重な検討が必要」という回答の趣旨は首肯できるものの、要望者の実務的なニーズを助成し、要件緩和等について今一度検討されたい(スケジュール・結論時期)も示されたい。	b	農林中央金庫の優先出資の自己取得に係る規制緩和については、自己資本維持の観点を踏まえ、協同組織金融機関の経営面・実務面のニーズを十分に把握した上で慎重に検討する。	5080004	農林中央金庫	11	

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z1000033	(上記の続き) ペットフード原料としての牛以外の動物由来の内臓加工品(嗜好性物質)の輸入の解禁	5021	5021279	社団法人日本経済団体連合会	12	(上記の続き) ペットフード原料としての牛以外の動物由来の内臓加工品(嗜好性物質)の輸入解禁【新規】				(上記の続き) 一方、これらを原料としたペットフードを輸入することは認められており、輸入ペットフードと国産ペットフードとの間で品質において著しい格差が生じている。一方、家畜用飼料への誤用・流用防止等の措置が確実に講じられる場合にはペットフードの原料に供する目的での輸入を認め、それを原料とするペットフードの製造及び工場からの出荷についても認めても、弊害は生じないものと考えられる。		農林水産省	
z1000034	地方競馬全国協会畜産振興事業に係る補助事業選定基準の緩和	5119	5119016	長野県	11	地方競馬全国協会畜産振興事業に係る都道府県負担		地方競馬全国協会畜産振興事業実施要綱における補助事業選定基準の要件緩和	団体等の事業実施について都道府県又は市町村の補助を必要としない。	地方財政が厳しくなっている中、都道府県又は市町村の補助を事業選定基準としないことにより、意欲ある団体等の事業実施への間口を拡大する	地方競馬全国協会畜産振興事業補助実施要綱第2及び実施細則	農林水産省	
z1000035	南半球産サラブレッド競争馬に係る負担重量の見直し	5073	5073003	オーストラリア	11	南半球産サラブレッド競争馬に係る負担重量の見直し		2歳の南半球産馬の負担重量の調整を12月までに4kgから5kgに増やすべきである。 南半球の2歳馬が3月の秋の時期に、3歳馬と分類され、JRAのスケジュールでは2200メートルまで2kg、それ以上の距離では3kgの調整を許している。北半球産馬は春3歳で、その時点で最も大きく馬体が成長するので、オーストラリアは、2200メートルまでのレースで3kg、それ以上の距離では4kgの調整を求める。		日本中央競馬会(JRA)が重量基準バリエーションを採用したが、オーストラリアの競走馬は日本の競馬場で今なお直面している差別に十分言及していない。南半球産馬の繁殖期は北半球より7ヶ月程遅れるので、オーストラリア馬は、北半球のより年上で、より成長した競争馬と不公平で不利な状態で競争しなければならぬ。特に、2歳の南半球産馬が問題で、北半球産の競争馬と比較して年齢の差が顕著である。若い南半球産馬に対してより多くの負担重量の調整が行われれば、北半球産馬の不公平な有利性を減少させることが出来るであろう。もし差別をより小さくする方法が採用されれば、日本のサラブレッドや競馬産業の成長を促進させることが出来る。健全な産業は、日本とオーストラリアの両国に利益を提供することになる。		農林水産省	
z1000036	優先出資の自己取得等の緩和	5080	5080004	農林中央金庫	11	優先出資の自己取得等の緩和		協同組織金融機関の優先出資に関する法律(以下優先出資法)第27条第1項に定める自己の優先出資の取得等を、平成13年度に改正された商法第210条にない、一定の範囲内で自由に行えるよう措置する。	協同組織金融機関は優先出資の消却のためにする時、協同組織金融機関の権利の実行にあたりその目的を達するために必要な時その他政令で定めるやむを得ない事情がある時を除き、自己の優先出資を取得し、又は質権の目的とし発行済優先出資の総口数の20分の1を超える口数の自己の優先出資を受けることはできない。	優先出資法第27条第1項は施行当時の商法第210条の規定にない優先出資の自己取得の限度を発行済出資口数の20分の1と定めたが、平成13年に改正された商法第210条では、株式会社では定時株主総会の決議により、配当可能利益の範囲内で自由に自己取得(金庫株)ができることとなった。優先出資法の施行当時は、協同組織金融機関の優先出資自己取得による協同組織金融機関債権者の利益侵害、ならびに優先出資の価額操作の防止等が目的とされたが、現在では株式会社と同様に協同組織金融機関の資本に係る流通市場の活性化ならびに協同組織金融機関の資本政策の機動化による経営の自由度向上が必要な状況になっているものと考えられる。すなわち、協同組織金融機関の優先出資は株式に比べ流動性が乏しいために価格形成がされづらいが、優先出資の自己取得が認められれば、協同組織金融機関自らの買付け等により価額を形成することが可能となり、流動性の向上に資するものとなる。また、商法第210条では買い受け以外の自己株式の取得について別段の規定により規定しており、合併・営業譲渡・代物弁済取得・質受けなどは定時株主総会決議によらずに自己株式取得ができるものとされている。商法と同様、これらの買い受け以外の自己取得が優先出資についても自由に行えることとなれば、経営の自由度が拡大するものと考えられる。	優先出資法第27条第1項、商法第210条	農林水産省(金融庁)	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z1000037	砂糖の価格制度のさらなる見直し	砂糖の価格調整に関する法律第3条、第5条～第8条、第19条、第20条	砂糖の原料であるてん菜及びさとうきびは、北海道及び鹿児島県、沖縄県の畑作農業における基幹作物であり、地元工場で製糖されるなど、地域経済上重要な役割を担っている。 このため、砂糖を輸入する場合には、国内の甘味資源作物生産の振興や国産糖企業の健全な発展に及ぼす悪影響を緩和するため、輸入業者から調整金を徴収し、国内産糖と輸入糖の価格が同水準になるよう調整している。 一方、国内の農家から最低生産者価格以上で甘味資源作物を買入れた国産糖企業に対し、国内産糖交付金を交付し、国産糖企業の健全な発展を期するとともに、甘味資源作物生産農家の農業所得の確保を図っている。	c		内外価格差の縮小に向け、国内産糖の製造コストを削減し、割高な国内糖価の引き下げに資するよう法改正等を行い、2000年10月から、新たな糖価調整制度を導入したところである。これにより、国内産糖及び甘味資源作物の価格形成の仕組みについては、砂糖の需給、価格動向等の市場評価を反映させることにより、主体的なコスト削減を促進していくこととされた。(例えば、最低生産者価格については、農業バリエーションに基づく算出方法から、生産条件や需給事情等を参酌して定める方法に変更された。) この新制度の下、精製糖企業や国産糖企業の整理・合理化を積極的に推進し、砂糖価格の引き下げに努めているところであり、今回の要望に対する措置は困難である。					5021271	社団法人日本経済団体連合会	11	
z1000038	無糖ココア調製品の関税割当の拡大等	関税暫定措置法 関税暫定措置法施行令 関税割当制度に関する政令 とうもろこし等の関税割当制度に関する省令	昭和63年4月からのチョコレート菓子関税の大幅な引下げ(20% 10%)の実施に伴い、国内チョコレートメーカーへの影響を考慮して、国産粉乳の安定的引取りにも配慮しつつ、チョコレートメーカーの原料調達コストの低減を図るため、昭和63年度よりチョコレート製造用のココア調製品(無糖)に国産粉乳との抱合せを伴う関税割当制度を導入している。 国産粉乳との抱合せ率は、現在、国産粉乳1に対して無糖ココア調製品2.6となっている。 また、当制度は、チョコレート製造用として使用する無糖ココア調製品について、国産粉乳との抱合せを条件として一次関税を無税としていることから、厳正に運用する必要があるため、品名・規格・数量等に関する台帳の整備を行っている。	c		無糖ココア調製品の割当枠及び抱合せ率については、当該年度におけるチョコレート製造用の当該調製品及び国産粉乳の需給を勘案し設定している。 また、無糖ココア調製品は、国産粉乳との抱合せを条件として一次関税を無税としていることから、その使用実態を確認するために必要な品名・規格・数量等に関する台帳の整備を行っているものである。 要望1の抱合せ率の緩和については、競合する国産粉乳の需給に配慮する必要があること、また、要望2については、本制度運用上不可欠なものであることから、要望内容の措置は困難である。			-回答では工場ごとに義務づけられている台帳の記載内容等の大幅な簡素化は、制度の運用上不可欠なため措置困難とのことだが、 要望内容はなんらかの形で記載内容の簡素化を求めるものである。 この点についての具体的対応策を検討され示されたい。	台帳の記載内容については制度の厳正な運用の必要から見直しは困難であるが、再検討要請の内容が台帳記載内容ではなく報告の仕方に係る簡素化であることから、定期的な報告のあり方を見直し、必要に応じて確認を求める仕方に16年度より運用上改めることとしたい(関税割当公表において同趣旨を記載する)。	5021272	社団法人日本経済団体連合会	11	
z1000039	調製食用脂の関税割当枠の拡大	関税暫定措置法 関税割当制度に関する政令 とうもろこし等の関税割当制度に関する省令	調製食用脂(乳脂肪分と植物油脂を混合したもの)は、国産バターと競合するものであり、UR農業合意に基づき関税化され、当時の輸入実績をアクセス約束数量とし平成7年度より関税割当に移行した。その際、約1.2万トンでNZ産に割り当てることとなった。残りの約7千トンについては、国別割当は実施していない。	c		全体の枠はUR農業合意による国際規約に基づき約1.9万トンであり、NZ産は約1.2万トン、残り約7千トンはEUやシンガポールから輸入されている。 関税割当数量の取扱いについては、我が国の国際約束の履行と密接に関連するものであることから、要望内容の措置は困難である。					5021273	社団法人日本経済団体連合会	11	
z1000040	バイオテクノロジーを用いた工業原料となるでんぷん等の関税の撤廃	関税定率法(第9条の2)、 関税暫定措置法(第8条の6)、 関税割当制度に関する政令	いもでん粉の原料であるばれいしょ及びかんしょは、北海道及び南九州の畑作農業を支える基幹作物である。また、収穫された原料は地元工場ででんぷんに加工されるなど、地域経済上も重要な役割を担っている。 このため、国内産いもでん粉と輸入でん粉の内外価格差を踏まえ、でんぷん原料用いもの価格条件の不利性を補正し再生産の確保を図る観点からでん粉の関税による国境措置を講じているところである。	c		でん粉原料用いものばれいしょ及びかんしょは、北海道及び南九州の畑作農業にとって不可欠な作物であり、その需要を確保するため、関税による国境措置が必要である。 現在、WTO協定に基づく関税割当制度により、低関税の輸入枠を設ける一方、需要の多いコーンスターチ用の原料となる輸入とうもろこしの関税を国内産いもでん粉の購入を条件に無税としており、これにより、国内産いもでん粉の需要を確保しながら、ユーザーに対しては安価なでん粉を供給しているところである。 このような制度上、バイオテクノロジーを用いた工業原料となるでん粉等について新たに関税撤廃を認めることは困難である。					5021277	社団法人日本経済団体連合会	11	

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z1000037	砂糖の価格制度のさらなる見直し	5021	5021271	社団法人日本経済団体連合会	11	砂糖の価格制度のさらなる見直し		<p>現行の調整金徴収制度を見直すとともに、国内産糖の位置づけ、国内産糖の生産振興とその費用負担のあり方などについて検討を深め、最低生産者価格、及び国内砂糖価格の引下げが実現するようにすべきである。</p>		<p>新たな砂糖・甘味資源政策大綱』に基づいた種々の見直しは、市場を踏まえた適正な価格形成という観点から、一定の評価はできる。しかしながら、現行制度の下では、大きな内外価格差が残るものと考えられ、さらなる見直しが求められる。従って、価格制度を抜本的に見直し、消費者・ユーザーに合理的な価格で安定的に砂糖を供給するため、より適正な価格形成が行われるようにすべきである。</p>	糖価調整制度 砂糖の価格調整に関する法律	農林水産省	<p>砂糖の内外価格差を縮小し、国内消費を拡大するため、1999年9月に策定された「新たな砂糖・甘味資源政策大綱」に基づき、粗糖関税の撤廃、及び糖価安定資金を財源とした価格引下げなど砂糖価格制度の見直しが進められている。しかし、生産農家対策等の対策コストを調整金として徴収し、結果として多大な消費者負担により国内砂糖価格を支持するという基本的な枠組みは改善されておらず、今後、制度のさらなる見直しを図る必要がある。</p>
z1000038	無糖ココア調製品の関税割当の拡大等	5021	5021272	社団法人日本経済団体連合会	11	無糖ココア調製品の関税割当の拡大等		<p>無糖ココア調製品の国産粉乳との抱合せ比率を緩和するべきである。 工場毎に記載が義務付けられている国産粉乳使用台帳、ココア調製品台帳の記載内容等を事業者負担の軽減等の観点から見直し、大幅に簡素化すべきである。</p>		<p>ガット・ウルグアイ・ラウンド合意により、チョコレート関税(10%)は据え置かれたが、1988年当時と比較しても、円高の進行等により菓子業界にとっては海外製品との競争は激化しており、無糖ココア調整品を利用する国内菓子業界の競争力を弱める結果となっている。</p>	とうもろこし等の関税割当制度に関する省令第2条	農林水産省	<p>1988年4月より、チョコレート関税の引下げに伴う対策として、チョコレートに利用される無糖ココア調製品の関税割当(無税)が設定されている(国産粉乳1の使用に対して、2.6の無糖ココア調製品の関税割当枠)。なお、2002年度より、関税割当枠が2.1万トンへ拡大された。</p>
z1000039	調製食用脂の関税割当枠の拡大	5021	5021273	社団法人日本経済団体連合会	11	調製食用脂の関税割当枠の拡大		<p>ニュージーランド産以外の各国産の製品についても、乳脂肪を含む調製食用脂の関税割当枠の拡大を図るべきである。</p>		<p>現状では、ニュージーランド産以外の良質な調製食用脂に対するニーズが高まっており、これらの需要に即した品質・価格を有する調製食用脂の調達を可能にする観点から、関税割当枠を拡大し、ニュージーランド産以外の調製食用脂についても輸入を容易にすべきである。</p>	とうもろこし等の関税割当制度に関する省令第2条	農林水産省	<p>バター等の乳脂肪を含む調製食用脂の関税割当に関しては、1995年度に制度改革が行われ、当時の輸入比率において大きなシェアを誇っていたニュージーランド産の調製食用脂について、別途関税割当枠が設定され、優先的に関税割当を受けることとされた。</p>
z1000040	バイオテクノロジーを用いた工業原料となるでんぷん等の関税の撤廃	5021	5021277	社団法人日本経済団体連合会	11	バイオテクノロジーを用いた工業原料となるでんぷん等の関税の撤廃【新規】		<p>バイオテクノロジーを用いた工業原料となるでんぷん等の関税を撤廃するべきである。</p>		<p>バイオテクノロジーを巡る国際競争激化の中、わが国の取組を国家レベルで強化しなければ、この21世紀最大の科学技術の進歩に我が国は取り残される危険があり、バイオテクノロジーの「めざましい発展の成果を国民生活の向上につなげ、技術立国をめざす日本の産業の発展につなげる必要性が極めて大きい」(「バイオテクノロジー-戦略大綱」より)これを推進するには、原料となるでんぷん等の糖類を安価に調達する必要があるが、日本国内で調達することは困難であり、輸入に頼らざるを得ない。一方、米国等は国内で安価に調達することが可能である。でんぷん等に係る高関税率は、バイオテクノロジー分野における日本の国際競争力強化を阻害する要因となっている。</p>	とうもろこし等の関税割当制度に関する省令第6条 関税定率法 関税暫定措置法 関税割当制度に関する政令	農林水産省	<p>でんぷんの二次税率は119円/kgであり、食用と工業用の区別なく課税されている。関税割当制度の特例措置があるが、その対象は、グルタミン酸ソーダ等生産用の一部に限定されている。</p>

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z1000041	輸出入 港湾諸手続の簡素化の促進	植物防疫法 家畜伝染病予防法	関税法以外の法令の規定により、輸出入に関して許可、承認が必要な場合には、輸出入申告の際に当該許可、承認を受けている旨を税関に証明しなければならない。 外国から畜産物又は植物等が海空港に到着した場合には、家畜伝染病予防法又は植物防疫法の規定により輸入検査を受けるために動物検疫所又は植物防疫所に関係書類を添付して申請しなければならない。	b	-	7 / 23よりシングルウインドウ化が稼働したところであるが、動植物の輸入申請に関する部分については、平成 9年度より電子化、ペーパーレス化などを進めてきたところである。今後、電子化されていない手続についても平成 16年度中の電子化に向けてシステム開発等を進めることとしているところである。今後とも各種手続項目の必要性を逐次検討し、共通項目、手続の流れなど見直しが必要なものについては、利用者の意見を反映させながら、関係府省との緊密な連携、協力のもとに適宜措置していくこととしている。						5021208	社団法人日本経済団体連合会	11
z1000041	輸出入 港湾諸手続の簡素化の促進	植物防疫法 家畜伝染病予防法	関税法以外の法令の規定により、輸出入に関して許可、承認が必要な場合には、輸出入申告の際に当該許可、承認を受けている旨を税関に証明しなければならない。 外国から畜産物又は植物等が海空港に到着した場合には、家畜伝染病予防法又は植物防疫法の規定により輸入検査を受けるために動物検疫所又は植物防疫所に関係書類を添付して申請しなければならない。	b	-	7 / 23よりシングルウインドウ化が稼働したところであるが、動植物の輸入申請に関する部分については、平成 9年度より電子化、ペーパーレス化などを進めてきたところである。今後、電子化されていない手続についても平成 16年度中の電子化に向けてシステム開発等を進めることとしているところである。今後とも各種手続項目の必要性を逐次検討し、共通項目、手続の流れなど見直しが必要なものについては、利用者の意見を反映させながら、関係府省との緊密な連携、協力のもとに適宜措置していくこととしている。						5035003	社団法人日本船主協会	11
z1000042	輸入割当品目 (Q) の廃止	外国為替及び外国貿易法第 52条、輸入貿易管理令第 3条、第 4条、第 9条及びこれに基づく輸入公表、関税法第 70条	我が国の零細かつ多数の沿岸・沖合漁業者の主要対象漁獲物について、無秩序な輸入が我が国周辺の水産資源やこれらの漁業経営に悪影響を与えないよう、割当品目 (17品目) ごとに年 1回割当限度数量 (又は金額) を定め、その限度内で割当を行っている。割当限度数量 (又は金額) は、固定的なものでなく、国内需給動向等を勘案の上決定される。	c		水産物 Q 輸入割当 制度は、我が国沿岸・沖合漁業の主要漁獲物の年間輸入量 (又は金額) を制限することにより、無秩序な輸入による我が国周辺の水産資源や漁業経営への悪影響を防止する上で重要な役割を果たしており、我が国の秩序ある漁業・資源管理体制を維持する観点から、本制度の廃止は受け入れ困難である。なお、先着順割当 (輸入枠 (Q) を有していない者のための割当) の増大による新規参入者の拡大等、制度の運用改善を図ってきているところである。 (水産物 Q 制度は、全国規模で輸入水産物の年間数量又は金額を制限するものであり、特区において Q 制度を廃止することは、当該制度を形骸化することとなり受け入れ困難である。)					5015026	日本チェーンストア協会	11	
z1000043	小麦粉、乳製品の関税率引下げ (高関税の是正)	関税法第 3条、関税暫定措置法第 2条、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第 70条、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第 14条の 4	小麦粉や乳製品は、関税割当制度に基づき、関税割当数量が設定され、これを超える分は二次税率が課される。	c		国民に対して、食料を安定的に供給することは国の基本的責務であり、我が国は、UR 合意による関税化品目について、農業の多面的機能の発揮や食料安全保障の観点も踏まえながら、内外価格差や農政改革の進捗状況等に配慮して関税率を設定し、WTO 協定に基づき、これらの関税率を適切に引き下げてきている。従って、要望の措置は困難である。					5015023	日本チェーンストア協会	11	

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z1000041	輸出入 港湾諸手続の簡素化の促進	5021	5021208	社団法人日本経済団体連合会	11	輸出入 港湾諸手続の簡素化促進		2003年7月に、輸出入 港湾関連手続のシングルウィンドウシステムが供用開始されたことは評価できるが、各種申請の見直しや現行の申請書類の徹底した簡素化など、電子化に先立って行うべき輸出入 港湾諸手続全般の業務改革 (BPR) については甚だ不十分である。 ワンストップサービスの実現に当たっては、まず、(1)民間事業者の意見聴取に基づき、提出の必要性が疑われる申請を徹底的に抽出すること、(2)申請の中で削除できる項目を可能な限り削除すること、(3)省庁間での共通項目を標準化、統一化すること、が必要不可欠である。その上で、全ての手続を統合し、1回の入力送信で複数の申請を可能とするシステムを整備すべく、全関係省庁は内閣官房のリーダーシップのもと連携・協議を重ねながら、このBPRを遂行すべきである。		例えば、シングルウィンドウ化により、複数の官庁で共通する手続について同時に送信することが可能となったものは、入 出港届等、ほんの一握りに過ぎず、従来通りの紙ベースでの手続きが数多く残されているのが現状である。 シングルウィンドウシステムの運用が開始されても、このままでは、真のワンストップサービスにはなっておらず、輸出入 港湾諸手続の簡素化、物流効率化、ひいては産業競争力の強化につながらないことが懸念される。	関税法 電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律等	財務省 国土交通省 経済産業省 法務省 厚生労働省 農林水産省	港湾 輸出入手続に係る各省庁の協力のもと、2003年7月から港湾 輸出入手続のシングルウィンドウシステムが運用を開始したが、これは単に既存のシステムが接続されただけのものであり、予てより産業界が要望してきた諸手続の見直しおよび簡素化を反映したものはなっていない。
z1000041	輸出入 港湾諸手続の簡素化の促進	5035	5035003	社団法人日本船主協会	11	港湾 輸出入手続等の一層の簡素化		全ての港湾 輸出入関連手続を対象として、申請の必要性が失われたもの、申請の中で削除できる項目の標準化、統一化できるものを抽出した上で、申請手続を徹底的に削除 簡素化するよう要望する。		2003年7月23日より輸出入 港湾関連手続のシングルウィンドウ化が関係各省庁により実現されているが、実態は各種申請 手続の見直しや簡素化がなされておらず利便性の向上には結びついていない。従って、全ての関連手続を対象として、申請の必要性が失われたもの、申請の中で削除できる項目、さらに省庁間に共通する項目の標準化、統一化できるものを抽出した上で、申請手続を徹底的に削減 簡素化することを要望する。	関税法、電子情報処理組織による関税手続の特例に関する法律、コンテナ特例法、出入国管理および難民認定法等	国土交通省 財務省 法務省 厚生労働省 経済産業省 農林水産省	
z1000042	輸入割当品目 (Q) の廃止	5015	5015026	日本チェーンストア協会	11	輸入割当品目 (Q) の廃止		輸入割当 (Q) 制度の撤廃 水産物 (ニシン、たら、ぶり、さば、いわし、あじ、さんま、ホクテ、貝柱、煮干)	・既存業者 (枠を保有する業者) の権益の維持という弊害が目立つ・輸入に頼らざるを得ない水産品で、輸入枠を保持する必要性は少ない。	輸入枠があるため、消費者のニーズがあるにも関わらず、自由に輸入、提供することができない。 輸入枠が設定されている品目の存在 (ほたて、いか、あじ、さば、にしん等)	・輸入貿易管理令 ・外国為替及び外国貿易管理令	農林水産省	
z1000043	小麦粉、乳製品の関税率引下げ (高関税の是正)	5015	5015023	日本チェーンストア協会	11	高関税の是正 / 小麦粉、乳製品の関税率引下げ		小麦粉、乳製品の関税率引下げガットウルグアイラウンドの農業交渉による「例外なき関税化」に伴い、一定関税相当量を支払えば、誰もが任意に輸入できるが、実際には関税が高く輸入メリットがない。	・競争力を高め市場の活性化をはかることによる需要の拡大が期待できる。	(例)小麦粉 従量税 90円 / kg (例)牛乳の従量税、 従価税について (一般枠の場合) 脂肪分重量が1~6%のものの従量税114円 / kg 従価税21.3%	関税暫定措置法 不足払い法	農林水産省	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z1000044	牛肉、加工鰹、乳製品、加工食品、食肉調整品等の関税率の見直し(高関税の是正)	関税法第3条、関税定率法第3条	マカロニ、スパゲティ、キャンディ、牛肉、食肉調製品、プロセスチーズ、アイスクリーム、及び加工鰹については、WTO協定に基づき関税を賦課。	c		関税水準はWTO協定に基づき、適切に引下げを実施しているものである。従って要望の措置は困難である。						5015024	日本チェーンストア協会	11
z1000045	豚肉差額関税の撤廃(高関税の是正)	関税法 関税定率法 関税暫定措置法	豚肉はUR農業交渉の結果に基づき関税を賦課されており、その内容はWTO協定に基づくものである。	c		現行の制度は、WTO協定に基づくものであり、我が国の国際約束の履行と密接に関連するものである。また、関税水準もWTO協定に基づく適正な手続きにより設定し、法令に基づき適正に実施されているものである。 したがって、今回の要望に対する措置は困難である。						5015025	日本チェーンストア協会	11
z1000046	非検疫生物リストの拡充	植物防疫法第5条の2 植物防疫法施行規則第5条の2	1 植物の病害虫は一旦侵入・発生すると急速かつ広範囲にまん延することから、農作物等に甚大な被害をもたらすおそれがあり、農業生産に多大な影響を与えかねない。このため、我が国への病害虫の侵入を未然に防ぎ、我が国の農作物等を病害虫から守ることを目的として、植物防疫法に基づき、全国の主要な海港や空港において輸入される植物等に対して検疫を実施している。 2 国内に広く分布し、国による発生予察事業等の対象とされていない等、検疫措置の対象外とすることが適当と考えられる病害虫を選定し、非検疫有害動植物のリストを定めている。	b		当該要望は、両国植物検疫当局間で科学的根拠及びデータに基づいた技術的な協議により問題解決を図る必要があり、従来どおり、ICPM(国際植物防疫条約暫定委員会)や日・EU規制改革対話の専門家会合等の場で協議を行うことが適当と考えている。		規制改革対話において協議が進行していることは承知したが、要望者以外の関係者の理解や関心も広く得ながら必要な改革を進めていく上で、可能な限り情報は開示されるべきであり、したがって、協議の進捗状況を踏まえ、要望に対する対応状況について支障がない範囲で回答されたい。	b	EUからの要望に対するこれまでの対応状況は以下のとおりである。 1 .99年に欧州委員会はネギアザミウマ、ミカンキイロアザミウマなど9種の害虫を我が国の植物検疫措置の対象としない非検疫有害動植物のリストに追加することを要望した。 2 .我が国としては諸外国からの要望を踏まえて、日本農業の条件下で適正な保護水準を維持するためにはどのような措置が必要かを検討するとともに、非検疫有害動植物リストへの追加を要求された害虫については、我が国専門家による病害虫危険度評価(PRA)を進めているところである。 3 .このほか、我が国の検疫措置が国際貿易に与える影響を最小限に留めるため、個別の対応として、オランダ産切花に関する措置のよう2003年3月の日蘭植物検疫専門家会合において輸出前検査への許容率導入の試行について合意し、同年6月より実施する措置を講じているところである。	5072063	欧州委員会 (EU)	11	

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z1000044	牛肉、加工鰻、乳製品、加工食品、食肉調整品等の関税率の見直し(高関税の是正)	5015	5015024	日本チェーンストア協会	11	高関税の是正 / 牛肉、加工鰻、乳製品、加工食品、食肉調整品等の見直し		高関税率の是正 牛肉、加工鰻、乳製品、加工食品、食肉調整品等	・世界に広がった市場から日本の消費者に美味しい加工食品を従来より安価に提供したい。 ・消費者が求める商品(食肉調整品)とは、食肉の混入割合が多い肉のつまみがある商品であり、なおかつ安価(適正な価格)の商品である。	・輸入関税率に関しては、ウルグアイラウンド協定、関税率の逐年削減措置により年々引下げられている品目もあるが、依然として高関税率のものもある。 ・高関税率により、仕入コストがアップし安価(適正な価格)での商品提供を阻害している。 <例> 牛肉 38.5% 加工鰻 7.2% プロセスチーズ 40.0% キャンディ 25.0% マカロニ、スパゲティ 30円/kg 緑豆はるさめ 34円/kg ジャム 16.8% アイスcream 21.0% ・食肉調整品は野菜調整品より関税率が高く消費者が求める食肉調整品の仕入コストアップにつながり適正な価格で販売できない。野菜調整品として輸入した商品しか開発できない。	関税法 関税定率法	農林水産省	
z1000045	豚肉差額関税の撤廃(高関税の是正)	5015	5015025	日本チェーンストア協会	11	高関税の是正 / 豚肉差額関税撤廃		豚肉差額関税撤廃	・国内の養豚農家保護との側面もあるが、消費者に対して良質の豚肉をより安く販売する立場からは「差額関税制度」という関税障壁は早急に撤廃すべきである。	・豚肉については1971年10月の輸入自由化に際し、国内価格安定制度とリンクした差額関税制度が導入された。本制度では安定価格帯の中心水準として設定される基準輸入価格以下では輸入できない仕組みになっている。 ・基準輸入価格以下で買付を行っても、差額関税として徴収されるため、結果としてウデ、モモ肉等を安く仕入れることが困難なため消費者へ安く提供することができない。 <参考> 2003年度も引き続き適用されている。 従価税 4.3% 基準輸入価格 546.53円/kg 分岐点 524.00円/kg	関税法 関税定率法 関税暫定措置法	農林水産省	
z1000046	非検疫生物リストの拡充	5072	5072063	欧州委員会(EU)	11	非検疫生物リストの拡充		EUは日本側の非検疫生物リストが拡大され、切り花、承認済培養土で育成された鉢植植物、果実および野菜に付着するすべての無害生物を含むようになることを要請する。第一段階としてEU側から特にリクエストのあった9生物がリストに追加されるべきである。同時に非検疫リストに含まれていないクオリティ・ウイルスに対する許容レベルも引き上げられるべきである。これらの許容レベルはすべてのEU加盟国に便益をもたらすものでなければならない。	「日本の規制改革に関するEU優先提案」(2003年10月16日 駐日欧州委員会代表部) 2.3.2.国際基準の促進 / 食品安全および農産物 / 切り花、承認済培養土で生育された鉢植植物、果実、野菜の輸入 - 日本の非検疫生物リスト による。		農林水産省		

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z1000047	植物防疫法の見直し	植物防疫法第5条の2及び第22条 植物防疫法施行規則第5条の2	1 植物の病害虫は一旦侵入・発生すると急速かつ広範にまん延することから、農作物等に甚大な被害をもたらすおそれがあり、農業生産に多大な影響を与えかねない。このため、我が国への病害虫の侵入を未然に防ぎ、我が国の農作物等を病害虫から守ることを目的として、植物防疫法に基づき、全国の主要な海港や空港において輸入される植物等に対して検疫を実施している。 2 国内に広く分布し、国による発生予察事業等の対象とされていない等、検疫措置の対象外とすることが適当と考えられる病害虫を選定し、非検疫有害動植物のリストを定めている。	b		平成13年4月にIPPCC植物検疫措置に関する暫定委員会(CPM)において採択された「公的防除のガイドライン」については、他の国際基準同様に、我が国の植物検疫制度のあり方を考える基盤になるべきものである。一方、我が国は世界最大の農産物輸入国で、高温多湿の気候条件の下、病害虫が侵入、定着するリスクが非常に高い。又、国内では、発生予察事業対象の病害虫について、国を中心とした防除指導の下で懸命に防除努力をしている。これに対し、海外から輸入される農作物に付着する大量の病害虫を防除対象としなければ、我が国の農業生産現場の防除が無駄になる。この様な実態のもとで、IPPCCの新たな定義に従いつつ、我が国の衛生植物検疫上の適切な保護水準を維持するような検疫措置を検討しているところである。さらに、当該要望は、両国植物検疫当局間で科学的根拠及びデータに基づいた技術的な協議により問題解決を図る必要があり、従来どおりCPMや日豪植物検疫定期協議等の場で協議を行うことが適当と考えている。なお、我が国には豪州政府が要求しているような政策声明を発出する義務はない。					5073011	オーストラリア	11	
z1000048	日本の検疫検査官による輸出前立会の見直し	平成4年5月6日付農林水産省告示第517号(オーストラリア連邦産パレンシア種及びワシントンネーブル種のスイートオレンジ並びにレモンの生果実に係る農林水産大臣が定める基準)	日本への輸入が禁止されている植物を、殺虫処理等現地(輸出国内)における検疫措置の実施を条件に輸入解禁する場合、輸入解禁条件の一つとして我が国植物防疫官による現地における当該検疫措置の実施確認を義務付けている。	b		我が国植物防疫官が殺虫処理等現地(輸出国内)における実施確認は、輸入禁止品のリスクを排除するための重要な措置の一つであり、廃止することはできない。しかし、具体的な確認方法については、これまでの豪州における検疫措置の実施の経験を踏まえ、より効率的な方法を日豪植物検疫定期協議等の場において植物検疫当局間による検討を行っているところである。						5073010	オーストラリア	11
z1000049	国家貿易機関の役割の見直し	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第60条、70条、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第13条、第14条、第14条の2、第14条の3、第14条の4	WTO協定に基づき、米麦や乳製品について国家貿易機関による輸入を実施	c		国民に対して、食料を安定的に供給することは国の基本的責務であり、我が国は、国内の農業生産や国民の食生活に占める地位に鑑み、極めて重要な品目については政府の責任において国内需要に見合う量を適切に輸入し、安定的に国内市場へ供給する観点から、国家貿易機関による輸入を実施しているところである。この国家貿易機関はWTO協定上認められた存在であり、輸入の実施に当たっても、WTO協定に基づき適切に行っているところである。従って、要望の措置は困難である。なお、現在、当該品目については、国家貿易機関による独占的輸入は行われておらず、一定の関税相当額を支払えば自由に輸入できる仕組みとなっている。						5073001	オーストラリア	11

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z1000047	植物防疫法の見直し	5073	5073011	オーストラリア	11	植物防疫法の見直し		<p>国際植物保護会議(IPPC)の基準が植物検疫制度見直しの根拠であり、もしこの基準が適用されたとき、日本が検疫有害動植物(quarantine pests)に対する適切な保護のレベルを維持できるかどうかについて検討する旨の、衛生植物検疫委員会に対する日本の回答を、オーストラリアは歓迎しているが、次のことを要望する。</p> <p>日本が、上記のことを含めて、SPS協定に基づく日本の義務に沿わない植物防疫法の条項の、即時かつ広範な見直しを開始すること</p> <p>病害虫がすでに日本国内に存在している、国際植物保護会議で定義された"official control" (公的防除)が行われていない場合は、輸入された生産物に対し、水際で何らの措置も講じないことを確認する政策上の声明を行うこと</p>		<p>オーストラリアは、日本政府が引き続き国際条約や協定の調印国としての権利を行使し、義務を果たそうとしていることを認識している。しかしながら、オーストラリアは、日本の植物防疫法が不十分で、SPS協定に基づく日本の義務違反ではないかと懸念している。日本特有の有害病害虫に対し、輸入商品を技術的に不公正な扱いをするのは、技術的な貿易障壁であることは明らかである。オーストラリアは次の法律の分野を、特に懸念している。</p> <p>"quarantine pest" (検疫有害動植物)についての定義が、国際植物保護会議(IPPC)と植物防疫法の間で明らかに異なり、さらに関連法令の中でも矛盾していること</p> <p>"official control" (公的防除)*2の国際的に同意された定義が、この法律の中に含まれていないこと</p> <p>繁殖のため輸入された幾つかの植物を除いては、この定義と一致していない"有害と指定されたペスト"(designated pests)についての法律の現在の条項を見直すこと</p> <p>非検疫有害動植物(non-quarantine pest)の不十分なリスト新しい有害動植物をそのリストに加える煩わしい方法。63種類の現在のリストは、日本で普通に発生している多くの昆虫や病害を認めていないし、その公認された記録が科学的、学術的文献に含まれているものでも認めていない。</p> <p>この問題は、2002年11月7日と8日に、ジュネーブで開かれた世界貿易機関の衛生植物検疫委員会の会議で、ニュージーランドとアメリカから提議された。これらの国の懸念は、オーストラリアと欧州共同体からも支持された。</p>		農林水産省	
z1000048	日本の検疫検査官による輸出前立会の見直し	5073	5073010	オーストラリア	11	日本の検疫検査官による輸出前立会の見直し		<p>日本政府は、オーストラリアの輸出基準の完全さと法的に施行される性質、ならびに日本の輸入検査基準を考慮に入れて、オーストラリアにおける日本の検疫検査官の輸出前の立ち会いを求める行政的慣行を見直すべきである。特に、商業的な好みにより、下記の要望のどちらでも受け入れられる。</p> <p>日本の検査官による検査業務の監督に関する要件は、日本到着時に農産物を検査する農林水産省の検査官が行う検査に相当するものと認めて、完全な事前承認の手続きに切り替えるべきである。これによって日本の目的地で重複した検査をする必要が軽減できるであろう。例えば、日本の二十世紀製は、このような手続きでオーストラリアに輸出されている。</p> <p>または</p> <p>日本政府は、オーストラリアの輸出管理法に基づいて行われている検査と認証業務を、現在の日本の規則と同等のものとして行政上認めるべきである。</p>		<p>オーストラリアは、オーストラリアから日本に輸出される特定の果物や野菜の輸出前処理を、日本の検疫検査官が監督する行政上の要件について、農林水産省と討議が続けられていることを歓迎している。</p> <p>オーストラリアは、日本が動物、植物および人の健康を保護するのに必要な措置を実施するため、世界貿易機関(WTO)が取り決めた衛生植物検疫措置の適用に関する協定(SPS Agreement)に準拠した主権を有することは理解している。</p> <p>しかしながら、オーストラリアは、日本政府が派遣する係官による輸出前処理の監督業務は、オーストラリアの輸出管理法に基づき、オーストラリア検疫検査局(AQIS)が実施している検査や認証業務と重複するものと考えている。オーストラリアは、日本側の対応は、オーストラリア連邦の法律で規定された任務を遂行するAQIS検査官の能力と誠実さに対する不信の現れではないかと懸念している。人の健康と安全に対する日本政府の要求に沿うための肉類と乳製品に対する輸出検査は、日本の規制に沿っていることを確実にするため、オーストラリアで効果的なシステムが満足に実施されているので、日本の係官による輸出前の検証の対象にはなっていない。</p>		農林水産省	
z1000049	国家貿易機関の役割の見直し	5073	5073001	オーストラリア	11	国家貿易機関の役割の見直し		<p>日本は国家貿易機関の役割、特にこれらの機関による独占的輸入を、次のような観点から見直すべきである。</p> <p>食料市場に及ぼす歪められた影響を検討し、こうした影響を消滅させる見直しを検討すること。</p> <p>食料消費者が、世界市場価格に近い価格で、輸入品と国内産品を自由に選択出来ることによって、食料品の自由貿易による恩恵が受けられるのを確実にすること。</p> <p>こうした見直しの結果を公表すること。</p>		<p>農林水産省食糧部のような国家貿易の独占輸入機関は、価格設定(輸入のマーク・アップを含む)の権限を有し、貿易自由化による潜在的利益から消費者を遠ざけている。さらに、食糧部や、関与の度合いは少ないものの、農畜産業振興事業団(ALIC)は、ウルグアイ・ラウンド合意後も広範な差別的権力を持って、関税割当を管理し続けている。農林水産省食糧部によるコム、小麦、その他の穀物を含む全ての主食に対する直接的な管理や、農畜産業振興事業団を通じて行われる輸入割当規制(例えば、乳製品)などにこうした権力が及んでいる。</p> <p>こうした機関が市場に介入することは、市場で外国の供給業者と消費者との間に不必要な障壁を設け、しばしば国内の消費者価格と国際価格との間に大きな価格差を生み出している。</p>		農林水産省	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z1000050	国家貿易機関の役割の見直し	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第60条、61条、62条、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第13条、第14条、第14条の2、第14条の3、第14条の4	WTO協定に基づき、米麦や乳製品について国家貿易機関による輸入を実施	c d a	国民に対して、食料を安定的に供給することは国の基本的責務であり、我が国は、国内の農業生産や国民の食生活に占める地位に鑑み、極めて重要な品目については政府の責任において国内需要に見合う量を適切に輸入し、安定的な価格で国内市場へ供給する観点から、国家貿易機関による輸入を実施しているところである。この国家貿易機関はWTO協定上認められた存在であり、輸入の実施に当たっても、WTO協定に基づき適切に行っているところである。従って、要望の措置は困難である。 また、コメのSBS入札については、貴国からの要望を踏まえ、97年度から、95年度2回、96年度3回であった年間の入札回数を4回に増やし、また、第1回入札時期をそれまでの7月から南半球の新米出回り可能時期である5月に早める措置を実施しているところである。 なお、ミニマムアクセス米の標準売渡価格については、関連制度の改正に伴い平成16年3月末をもって廃止される予定である。							5073002	オーストラリア	11
z1000051	知的財産の侵害に対する執行制度の強化	種苗法第34条	育成者権者又は専用利用権者は、権利侵害を行った者に対して、差止請求等のほか、損害賠償を請求することができる。民法上の不法行為に基づく損害賠償請求の主張立証責任の特例を設け、権利者の損害額の推定が措置されている。	c	種苗法においては、既に、侵害行為に対する損害賠償請求における、権利者の損害額の推定の規定が設けられており、権利者の立証を容易にしているところである。 また、法定賠償制度については、日本の損害賠償制度全体との関係でこのような制度がなしむのかといった理論的な問題があるほか、種苗法における植物新品種においては、品種の違いにより損害額に大きな差異が生じるなど、賠償額を定めることは困難である部分もある。 したがって、今回の要望に対する措置は困難である。			回答では、要望にある「法定損害賠償制度」については今後検討するつもりはないとのことだが、損害賠償制度の強化自体については、知的財産戦略本部の「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」(平成15年7月8日本部決定)において、平成16年度までに結論を得るとされている。この点を踏まえ、知的財産の損害賠償制度の強化に係る貴省の取組について改めて回答されたい。	c	種苗法においては、1998年の改正により、左記のように、侵害行為に対する損害賠償請求における、権利者の立証を容易にする改正が行われ、また、2003年の改正により、罰則の強化も行われ、法制上、十分な侵害行為に対する抑止策がとられたところである。 さらに、知的財産戦略本部の「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」において、「2004年度末までに、知的財産に関する損害賠償制度の強化の方策について幅広い検討し、結論を得る」とされているところであり、これに即して、必要な検討を行う予定である。	5071017	米国	11	
z1000052	拡大生産者責任(EPR)の考え方並びにデポジット制の導入		容器包装リサイクル法では、家庭から排出される容器包装廃棄物を消費者が分別排出し、市町村が分別収集し、事業者が再商品化するという役割分担に基づくリサイクルシステムのもと、容器包装廃棄物の減量化及び資源としての有効利用に取り組むこととしている。	b	容器包装リサイクル法の施行後10年を経過した場合において、一部規定の施行状況について検討を加え、必要な措置を講じるものとされており、これを踏まえ関係省庁において容器包装リサイクル法の評価・検討を行う予定。	特になし		回答では、関係省庁において容器包装リサイクル法の評価・検討を行うとされているが、検討予定時期及び検討内容について、具体的に示されたい。 要望は、特に「拡大生産者責任の考え方」及び「デポジット制の導入等による3Rの推進手法導入」の検討・実現を求めているものであり、これらの点についても検討の可否を含め具体的に示されたい。	b	容器包装リサイクル法の施行後10年を経過した場合において、一部規定の施行状況について検討を加え、必要な措置を講ずるものとされており、これを踏まえ、要望内容も含めて、関係省庁において評価・検討を行う予定。	5014001	全国びん商連 合会 (会長今井一夫)	11	
z1000053	官公庁等における請求書様式の統一化等	-	-	e	-	農林水産省関係においては、請求書の様式を指定していない。 リース会社所定の様式の使用が可能。						5086029	社団法人リース 事業協会	11

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z1000050	国家貿易機関の役割の見直し	5073	5073002	オーストラリア	11	国家貿易機関の役割の見直し		オーストラリアは、日本が次のような施策を講じることを期待する。 日本の消費者が支払う価格は、できる限り市場力に制約を与えない運営で、決められるべきである。この枠組みの中で、政府は、国内産品が国際価格に近い価格で市場で販売されるのを認めるべきである。 確実に南北両半球からの新鮮なコメを輸入できるように、コメの売買同時入札(SBS)の時期を再調整すべきである。 “主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律”を改正して、ミニマム・アクセス米に対する標準販売価格の廃止を認めるべきである。標準販売価格は、消費者がより安い輸入米から恩恵を受けるのを妨げている。		農林水産省食糧部のような国家貿易の独占輸入機関は、価格設定(輸入のマーク・アップを含む)の権限を有し、貿易自由化による潜在的利益から消費者を遠ざけている。さらに、食糧部や、関与の度合いは少ないものの、農畜産業振興事業団(ALIC)は、ウルグアイ・ラウンド合意後も広範な差別的権力を持って、関税割当を管理し続けている。農林水産省食糧部によるコメ、小麦、その他の穀物を含む全ての主食に対する直接的な管理や、農畜産業振興事業団を通じて行われる輸入割当規制(例えば、乳製品)などにこうした権力が及んでいる。 こうした機関が市場に介入することは、市場で外国の供給業者と消費者との間に不必要な障壁を設け、しばしば国内の消費者価格と国際価格との間に大きな価格差を生み出している。		農林水産省	
z1000051	知的財産の侵害に対する執行制度の強化	5071	5071017	米国	11	知的財産の侵害に対する執行制度の強化		侵害行為に対する抑止力となり、侵害により被った損失に対し権利保有者が公平に保証されることを確保し、また実際の損害額を計算するという費用がかかり、かつ困難な負担から司法関係者を開放するような法定損害賠償制度を採択し、知的財産の侵害に対する執行制度を強化する。		日本は日本経済を活性化するためにITとともに知的財産権の経済的重要性を認識しており、知的財産推進計画を通じて知的財産権の創造、活用、保護において指導的立場に立ちつつ努力している。これらの目標および知的財産推進計画に沿って、米国は日本が左記の措置をとることを提言する		法務省 文部科学省 農林水産省 経済産業省	
z1000052	拡大生産者責任(EPR)の考え方にデポジット制の導入	5014	5014001	全国びん商連合会(会長今井一夫)	11	拡大生産者責任(EPR)の考え方にデポジット制の導入		容器包装リサイクル法(容リ法)は平成7年に成立。経過10年で見直しされることになっている。平成17年には改正作業が実施されるが、その際に左記拡大生産者責任の考え方やデポジット制の導入を検討していただきたい。		国はこれまでの大量生産、大量消費、大量廃棄を反省し、循環型社会の構築を目指しております。家庭ゴミの6割を占める容器包装ゴミを減らすと平成7年容リ法を成立させたが、ゴミ量は減っていないのが実情である。またこの法律は収集・保管費用は自治体が負担することになっているため、自治体の負担割合が高くなっている。(負担割合は自治体7事業者3といわれている) リサイクルに必要な収集、分別、保管等の費用を商品価格に含めることにより、それを購入する消費者が負担するように改正し、公平な費用負担の制度にすべきである。 又、循環型社会形成推進基本法が施行され、リデュース、リユース、リサイクルという3Rの優先順位を明確にしているが、これらを推進する経済的手法や規制的手法(例えば容器課徴金、デポジット制、自動販売機規制etc)を盛り込む視点で見直すことも必要である。	循環型社会形成推進基本法 容器包装リサイクル法	環境省 経済産業省 財務省 農林水産省 厚生労働省	・重点6分野に関する中間とりまとめ(総合規制改革会議)「パンフレッドつくるう!ごみゼロ社会」(容器包装リサイクル法の改正を求める全国ネットワーク) ・事業報告書「リターンブルびんの社会的定着をめざす業界ビジョン及び実現方策」 ・「パンフレット活きびん維新」(全国びん商連合会、ガラスびんリサイクル促進協議会) ・総務省評価書
z1000053	官公庁等における請求書様式の統一化等	5086	5086029	社団法人リース事業協会	11	官公庁等における請求書様式の統一化等		官公庁及び特殊法人等とのリース契約におけるリース料の請求書については、官公庁等の指定様式となっているため、機械処理ができず事務手間がかかる。このため、リース会社所定の様式の使用を認めるか、官公庁等の様式を統一化、電子的データによる請求を可能とすること。		請求書作成 送付事務の機械処理による合理化が図れる。		全省庁	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z1000054	農業者研修教育施設の専修学校認可取得の容認	学校教育法第82条の2	農業者研修教育施設は、現在専修学校でないため、専門士の取得や大学編入学が認められない状況にある。	d	-	【文部科学省回答】 農業者研修施設は、学校教育法第82条の2で専修学校から除かれる。他の法律に特別の規定があるものに該当せず、現行でも専修学校となることが可能である。なお、交付金の交付に関しては文部科学省の所管外の問題である。		【農林水産省に対する検討要請】 学校教育法に基づき専修学校として認可された場合に、農業改良助長法による交付金対象施設とすることが可能かどうか。また、可能な場合は、どのような手続きや要件が必要なのか、不可能な場合は、その理由を示されたい。	d		農業者研修教育施設の要件を満たすのであれば、農業改良助長法による交付金対象施設となる。また、手続きについては、不要である。	5119018	長野県	11
z1010001	農業生産法人設立要件の緩和	農地法第2条第7項	法人による農地の権利取得は、原則として、その主たる事業が農業であること等の一定の要件を満たした農業生産法人に限り認められている。	b		農業生産法人制度については、平成17年3月までの新しい食料・農業・農村基本計画の策定に向けた農地制度の見直しの中で検討に取り組むこととしている。		農地のリース方式については、特区における評価を待たずに、全国規模でも解禁を図る方向で具体的な対応策を検討し、お示し願いたい。	b		農地のリース方式の全国展開については、政府の骨太方針において、検証・評価を踏まえて結論を得ることとされていることから、これを踏まえて対応したい。	5015016	日本チェーンストア協会	11

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z1000054	農業者研修教育施設の専修学校認可取得の容認	5119	5119018	長野県	11	農業者研修教育施設の専修学校認可取得		農業改良助長法による専修学校化の要件緩和	農業改良助長法による交付金交付対象施設である農業者研修教育施設を専修学校とし、卒業生に対し大学編入学資格や専門士の資格を取得させる。	<ul style="list-style-type: none"> 農業改良助長法では、農業者研修教育施設における研修教育を、協同農業普及事業の対象として交付金を交付している。 本県の農業者研修教育施設である長野県農業大学校は、学校教育法に定められている専修学校としての認可要件を備えている。 専修学校として認可された場合は農業改良助長法の趣旨である農業者の育成に適合しない可能性があるとして、農林水産省が交付金の交付に難色を示している。 農業者研修教育施設が専修学校として認可を受けた場合も、引き続き交付金交付の対象とすることが必要である。 	農業改良助長法	文部科学省 農林水産省	
z1010001	農業生産法人設立要件の緩和	5015	5015016	日本チェーンストア協会	11	農地法関連 農業生産法人設立要件の緩和	1001	農業生産法人設立の要件について	<ul style="list-style-type: none"> 農業生産法人が増加することにより、競争原理、市場原理が浸透し青果物等の品質レベルが向上し、生活者へ高品質な青果物等の安価な提供を可能とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 農業生産法人は、人格要件、事業要件、構成員要件等の要件によりその設立が難しい現状である。 法人の事業(農業)に常時従事する者(年間150日以上)。 法人の構成員のうち、農業関係者以外の議決権は全体で1/4以下、一構成員当たり1/10以下であること。 業務執行役員(理事、取締役等)の過半数がその法人の事業に必要な農作業に主として従事する常時従事者たる構成員であること(年間60日以上)。 	農地法	農林水産省	